

令和2年3月12日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 16:34

【 案 件 】

1. 議案第5号 令和2年度 飯塚市一般会計予算

○委員長

ただいまから、令和2年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

「議案第5号 令和2年飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

「第3款 民生費」から「第5款 労働費」までの質疑を許します。初めに質疑通告されております、110ページ、社会福祉総務費、中国残留邦人支援対策事業費について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕委員

110ページ、中国残留邦人支援対策事業費657万6千円が計上されておりますが、この事業の目的と内容についてお尋ねをいたします。

○社会・障がい者福祉課長

中国残留邦人支援対策事業費の事業の目的と内容について説明させていただきます。

まず、この事業につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を目的として行う事業でございます。

事業の内容としましては、満額の老齢基礎年金等を受けても、世帯収入が一定の基準に満たない場合の生活保護法に準じた支援給付を国4分の3、市4分の1負担で行っております。また、中国残留邦人等が地域において安心して暮らせるよう、地域との交流等の支援を行う、地域生活支援事業を国の全額補助により実施しているところでございます。

○田中裕委員

それでは、対象者数、また予算657万6千円の内訳、これはどのようになっているのかお尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

当事業の対象者数につきましては、令和2年2月末時点における支援給付の対象者が1世帯2名となっております。また、予算額657万6千円の内訳としまして、扶助費として支給する生活支援等給付費が614万3千円で、この事業の大部分を占めているところです。その内訳としまして、生活費に当たる生活支援給付が129万7824円。葬祭費に当たる葬祭支援給付が23万2060円。病院代に当たる医療支援給付が461万448円。介護サービス費用に当たる介護支援扶助が1807円となっております。なお、生活費に当たる生活支援給付129万7824円以外の扶助費が高額となっておりますのは、これがさまざまな給付の発生を今後見込んだところの予算計上としているためでございます。特に医療支援給付につきましては、入院治療までの見込んだ予算となっておりますので、このような高額な要求となっております。また、地域生活支援事業につきましては、啓発事業、交流事業、変更巡回相談等に係る経費としまして40万5千円を予算計上しております。

○委員長

次に、112ページ、社会福祉総務費、社会福祉施設管理運営事業費について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

社会福祉総務費、社会福祉施設管理運営事業費に関して、お聞きいたします。

庄内の福祉総合センターであったりとか、穂波の福祉総合センターなどの機材のほうの資料提供をさせていただいております。追加資料の26ページから29ページまで資料を出していただいているわけですが、この資料を見ると、例えば26ページの庄内ハーモニーの運動機器の部分なんですけど、下のほうを見ると、経過年数20年で不具合ありといったものの指摘もございます。適切に機材の更新をすることが必要だと思っっているんです。ただ、ことしの予算にも器具費として451万円なりが上がっておりますが、こういったものに関しては、基本的にきちんと計画的に更新をしていく計画であるというふうな理解でよろしいですか。

○社会・障がい者福祉課長

これらの福祉センターにおける器具の計画的買い替えについてということでございます。飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー、また飯塚市穂波福祉総合センターのこれら機材の管理につきましては、委員がおっしゃられましたとおり提出資料にありますとおり、平成29年度より、ランニング系マシン及びバイク系マシンにつきまして、更新計画を立てて買い換えを行っているところでございます。

○江口委員

しっかりと計画を立てていただいているということなんですけど、この二つ、ランニング系とバイク系については、このように計画が出ているわけですが、それ以外にもウエイトの部分とかがございますよね。そういった部分も含めてきちんと対応がなされているのかどうか、そのあたりはいかがですか。

○社会・障がい者福祉課長

更新計画につきましては、使用頻度の高いランニング系マシン及びバイク系のマシンにつきまして、経過年数や機器の状態により、更新計画を立てているところでございます。この計画にない筋トレ系などの運動機器の故障につきましては、随時修繕での対応を行っておりまして、2月末現在で故障等で利用できない器具はないとの報告を受けているところでございます。

○江口委員

この両施設とも年配の方がかなり利用されて、健康保持のためにやっておられるわけですね。となると、そこで機材が使えないようだと、やはり健康保持についても影響を与えかねない。しっかりと管理をお願いしておきます。

○委員長

次に、114ページ、高齢者福祉費、認知症高齢者等個人賠償責任保険料について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武委員

私のほうから、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業について、質問させていただきます。

全国で高齢化が急速に進む中で、認知症については、高齢化に伴う社会問題の一つとして広く認識をされているところであります。そのような中におきまして、本市でも認知症対策は重要な課題であり、認知症の方が徘徊等により、他人へ思いがけずに損害を与える場合もあり得るということは当然予想されることであります。この認知症高齢者等個人賠償責任保険事業は必要なものと考えております。それではまず、この事業の概要についてお尋ねいたします。

○高齢介護課長

本市におきましても、在宅で生活を続ける認知症高齢者等は年々増加しており、同時に、認知症高齢者等が徘徊等により第三者に損害を与える機会の増加も十分に予測されます。既に実施しております、認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業により、認知症高齢者等の早期発見に努めておりますが、認知症高齢者等が第三者に損害を与えた場合、支える家族は損害の度合いにもよりますが、責任や多額の損害賠償を負うことも考えられますので、少しでも、これを防ぐ手だてがないかということで、令和2年度当初予算に認知症高齢者等個人賠償責任保

険事業を新たに計上させていただいております。この事業の概要につきましては、認知症の方やその家族等が地域で安心して生活することができる環境の整備を目的としており、市が一括して個人賠償責任保険契約を行い、在宅の飯塚市認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業への登録者に対し、その保険への加入を市へ申請していただくこととなります。その保険料につきましては、市が負担することとしております。また、補償内容につきましては、加入者が日常生活において他人にけがを負わせる、他人の財物を損壊する、線路に侵入し、電車で遅延損害を与えるなど、第三者への損害賠償責任が発生した場合に、1件当たり最大3億円を限度としまして、相手方への賠償のみを補償するものでございます。

○田中武委員

では、今の説明の中でありましたけども、第三者への損害を与えた場合における第三者とはどういう意味なのかが一つ、また、一般的に高齢者といえますと65歳以上の方と認識していますが、認知症高齢者等とはどのような考え方を想定しているのか、お尋ねいたします。

○高齢介護課長

まず、第三者とは特定の案件、関係について、当事者ではない、その他の者を意味しております。また、認知症高齢者等の「等」につきましては、64歳までに認知症を発症された若年性認知症の方もおられますので、その方たちも対象とするために「等」と記載いたしております。なお、若年性認知症は18歳から64歳までに認知症を発症した方でございますが、本事業におきましては、特定疾病により介護保険の申請が可能な40歳から64歳までの方を対象者と考えております。

○田中武委員

では、対象者の加入要件としてはどのように考えておられるのでしょうか。

○高齢介護課長

加入要件といたしましては、先ほども答弁いたしました、在宅で生活をされてある方のうち、徘徊等のおそれがあり、飯塚市認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業に登録されている方で、かつ介護保険の要介護認定申請における主治医意見書、または介護認定調査員の調査結果のいずれかで、認知症高齢者の日常生活自立度が2A以上、もしくはそれに準ずる方を加入要件として考えております。

○田中武委員

では、本事業の今後のスケジュール、それから周知について、お尋ねいたします。

○高齢介護課長

あくまでも現時点での予定でございますが、今後のスケジュールといたしましては、まず令和2年4月中には契約をする保険会社を決定できればというふうに考えております。また、保険加入者の募集につきましても、保険会社の決定後、おおむね5月の上旬ごろより、飯塚市認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業の登録者に対しまして、案内を送付するとともに、市報及びホームページへの掲載、地域包括支援センター、飯塚市居宅支援事業者連絡協議会や認知症の人と家族の会いづか等に周知するなどして、7月1日からの事業開始を目指したいというふうに考えております。

○田中武委員

この認知症高齢者等個人賠償責任保険事業については、実際に認知症の方を支える家族の方々にとっても、安心感をもたらすよい取り組みであるというふうに考えております。同時に、認知症の人を見守る社会全体への救済にもつながるものになるというふうに考えております。それぞれの地域で見守り活動をされています民生委員とか、それから福祉委員さんの方にも、ぜひ声かけなどをしていただいて、広く周知していただくことを要望しまして、この質問を終わりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○委員長

次に同じく 114 ページ、高齢者福祉費、高齢者福祉事業費について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

先ほどの質問で理解できましたので、取り下げさせていただきます。

○委員長

次に、115 ページ、高齢者福祉費、その他の高齢者福祉費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

民生費、社会福祉費、高齢者福祉費、自主返納促進事業費についてお尋ねいたします。高齢者運転免許自主返納促進事業の概要及び支援内容について、お伺いいたします。

○高齢介護課長

本市では、高齢者による交通事故の減少を図るために、平成24年度から高齢者の運転免許証自主返納促進事業を行っております。事業内容といたしましては、本市に住民登録がある65歳以上の方を対象として、交付されている運転免許証の有効期間が満了するまでに自主返納された方に、コミュニティ交通回数券5千円分の支給等の支援を行っているものでございます。

○兼本委員

追加資料30ページに資料としていただいております。その中で、直近3カ年の運転免許証自主返納者数というのが、ふえてきているというところがわかります。そこで、この運転免許証の自主返納者数について、増加傾向にある理由としまして、本市はどのようなことがあるとお考えなのか、お伺いいたします。

○高齢介護課長

自主返納された方に対しまして、支援申請の際に簡単なアンケートをお願いしております。その中で返納理由という項目を設けておりますが、理由として一番多いのは、家族の方の心配の声、次に事故のニュースというふうになっております。近年、高齢者による交通事故のニュース等が取り上げられることで、運転について考えられる方がふえており、それに加え、ご家族の方からの心配の声が上がっているということで、自主返納に踏み切る方が多くなっているのではないかとこのように考えております。

○兼本委員

それでは、飯塚市の自主返納者に対する支援でコミュニティ交通回数券というのがございますけれども、通行区域外、例えば立岩地区であったり、菰田地区、飯塚地区の方には利用が難しいと考えますけれども、その地域の方に対する支援はどのようになっていますか。

○高齢介護課長

自主返納された方の支援としまして、今委員がおっしゃったとおり、コミュニティバス、予約乗合タクシーで利用できる回数券を支援しておりますけれども、利用が難しい地域等があることから、支援内容について見直しを行っております。その内容につきましては、昨年12月からコミュニティ交通回数券の支援に加え、民間のタクシーで利用できる乗車券5千円分及び西鉄バス等で利用できるICカード5千円分、この3つのうちからいずれか1つを選べるように見直しを行い実施しております。今後も運転免許証自主返納につきましては、高齢者やそのご家族のご理解、ご協力をいただきながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

○兼本委員

この支援は、1年1回きりなんですか。それともずっと続くんでしょうか。

○高齢介護課長

1回きりの支援というふうになっております。

○兼本委員

それで、ちょっと要望なんですけども、資料をいただいて見ていると、自主返納者がこの支援を使われた方というのが、かなり多くいらっしゃいます。ただ、アンケートの中を見ると飯塚市自主返納支援事業があるから返納しましたという方は7件しかないんですね。ということは、恐らく、この支援を使われるということは、返納先での告知というのがあって、これを利用しようという方がいらっしゃるのかなというふうに思うんですけども、もともと、この支援事業を使おうと思って返納される方というのはちょっと少ないのではないかなと思っています。そこで、昨日も私がちょっと質問しました公共交通の関係とも、今後絡めて、今1年と言われましたよね。そうすると1年以降、この方々は、交通手段をどのように利用されるのかとか、そういったところのアンケート等をとっていただきたいと思います。そして、7件ということは、例えば、その他の理由で高齢のためとか、運転が不安になったというようなご意見もあるということです。ということは、この車を利用されるのか、交通手段を別のものにするのかといったところで経済的なメリットというの也被考えられると思うんですね。例えば、車を持っていると保険代もかかる、維持費もかかる。そういったもろもろの費用全体と、例えば、今、月に5千円という形でされてありますけども、そういった形の全体の費用を考えた場合、あとはドアトゥードアではないのかもしれませんが、そういったその交通手段、いろんなさまざまなところを考えたときに、やはりそれでも車の免許証を返納したほうが自分にとってはいいのではないかといったことも、考えられるような形の支援のやり方ということと、今後1年以降の交通手段はどのように皆さんが考えてあるのか。ずっと閉じこもりになってしまうと今度は健康年齢が下がってしまうおそれもあるわけですから、さまざまなところに、これは関連してくる事業ではないかと思っておりますので、ぜひちょっとそのあたりの検証等を踏まえて、この事業を行っていただきたいと思います。

○委員長

次に、116ページ、障がい者福祉費、障がい者福祉事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

障がい児通所支援事業についてお伺いいたします。

この事業は2億26万9千円の増ということになっておりますが、その理由を教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

障がい児通所支援事業費の増加の理由としましては、まず、利用者数の増加が挙げられるところです。この通所支援事業の中の児童発達支援、こちらにつきまして、利用者実人数が平成30年度の実績としましては150人、これに対し、令和2年1月末現在で169人となっております。放課後等デイサービスの利用者の実人数につきましては、同じく平成30年度実績280人に対し、1月末現在で315人となっております。この本サービスの利用につきましては、障害者手帳の取得を必須要件とはしておりませんので、保健師や医師からの療育、訓練の必要性が認められると判断された方も対象となっております。障がいの可能性があるのではと推測される方の新規利用が増加しているところでございます。また、飯塚圏域のサービス事業所数、こちらも年々増加しておりまして、現在、児童発達支援を行う市内の事業所は24カ所、また、放課後等デイサービスを行う事業所が23カ所ございます。この事業所の中には送迎を行ったり、土曜日にも対応したりと利用者のニーズに沿った運営を行うところもふえておりまして、これらが利用者数の増加につながっているものと見ております。また、従来からの利用者も含め、ひと月当たりの利用日数、こちらも増加傾向にあり、給付費増の要因の一つと見ているところでございます。このように利用しやすい事業所が身近にふえたということ、また、保護者負担の軽減というような観点からも、このサービスの利用が伸びているのではないかと推測しているところでございます。

○兼本委員

それでは、障害者手帳の取得を必須要件とされていないということなのですが、どのようなお子様がサービスを利用されているのか、また、このサービスの利用料が幾らぐらいかかるのかお尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

まず、このサービスを利用されているお子様については、障害者手帳をお持ちの方は、まず対象になります。それから、特別児童扶養手当を受給していることを証明する書類や医師の診断書、また保健センター保健師の意見書により、療育や訓練を必要とされると確認されたお子様がサービスを利用されているものでございます。それから、この利用料につきまして、原則費用の1割が自己負担となっております。ただし、世帯全員が生活保護世帯、もしくは非課税世帯の場合につきましては無料となっております。また、市民税の課税世帯で、市町村民税の所得割額が28万円未満の場合につきましては、月の上限が4600円となっております。それ以外につきましては、月の上限が3万7200円となっているところでございます。

○兼本委員

この各サービスの内容というのはどのようになっていますか。

○社会・障がい者福祉課長

サービスの内容につきまして、児童発達支援につきましては、就学前の障がいのあるお子様に対して、日常生活における基本的な動作の指導を行ったり、自活に必要な知識や技能を与えたり、集団生活への適応のための訓練を行うものでございます。また、放課後等デイサービスにつきましては、小学校に上がった就学後の障がいのあるお子様に対して、学校の放課後や夏休み等の休業中に生活能力の向上のための訓練等を提供すること。また、自立の促進と放課後等の居場所づくりを行うものでございます。

○兼本委員

最後に事業費の見込みが毎年増大してきています。この状況というものはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

さきの答弁でも申し上げましたけれども、ここ数年、サービス提供の事業者が増加していることで、利用者の方々がより利用しやすくなってきたこと、また、私どもでつくっているスペシャルサポートガイドブック、これを配布したり、サービス提供の事業者も情報誌などへの広告を掲載するといったことで、サービスを知らなかった保護者にも、周知が進んできたこともあります。また、保健師による巡回相談や健診時の声かけ等でのお子さんの早期発見等で、対象となるお子様たちの発見が早まっているということもあり、そのようなことから、今後も増加していくのではないかとこのように捉えております。

○委員長

次に、117ページ、障がい者福祉費、障がい者福祉事業費について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

この障がい者福祉事業費の中に飯塚国際車いすテニス大会の支援事業関連事業費が計上されているんですが、これを民生費の中で計上するのかどうかということが以前も議論になったかと思っています。その点についていかがお考えですか。

○健幸・スポーツ課長

飯塚国際車いすテニス大会は、大会開始時において障がい者のリハビリのスポーツとして始まったスポーツでありましたので、障がい者福祉費で計上してまいりました。しかし、平成28年度より、障がい者のリハビリということではなく、チャンピオンスポーツの一つとして、また、飯塚を代表するイベントとして位置づけを行い、そのことから、所管課も改めまして、

大会を支援しております。しかしながら、予算科目としてそのままとしていましたので、今後検討してまいります。

○委員長

次に、118ページ、障がい者福祉費、放課後等デイサービス給付費について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕委員

118ページ、障がい者福祉費、放課後等デイサービス給付費について、お尋ねいたします。先ほど兼本委員の障がい児通所支援事業費と関連しますし、重複する点もございますけれども、よろしく願いいたします。この放課後等デイサービスの内容及び利用者数はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

放課後等デイサービスにつきましては、先ほども申し上げましたが、就学後の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の休業中に生活能力向上のための訓練等を提供し、自立の促進と放課後の居場所づくりを行うものでございます。利用者数につきましては、平成30年度利用者数の実人数が実績として280人、ことしの1月末現在が315人となっておりますのでございます。

○田中裕委員

予算が5億3249万円とかなり高額な予算計上になっておりますが、どのような積算で計上されたのか、お尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

放課後等デイサービス給付費の積算につきましては、まず、平成31年3月から7月までの給付費の実績、こちらに、令和元年8月から2月までの見込み額、これにつきましては、同じく平成31年3月から7月までの実績の平均値に、その後の8月から2月までの月数を掛け、それに、ここ3年間の平均の伸び率を掛けて算出したものを足し、5億3248万9621円と算出しております。このうち、国の負担率が2分の1、県の負担率が4分の1となっており、市の負担につきましては、合計の額の4分の1となっているところでございます。

○田中裕委員

ちょっとわかりづらかったんですけども、昨年3月から7月までの実績に8月から2月までの見込み額と伸び率を加えて出したものと、そういう認識でよろしいんですね。この事業費につきましては、年々増加していると、このように認識しておりますし、その要因としては事業所の増加が要因の一つだと考えております。昨年12月に行われました福祉文教委員会の答弁におきまして、事業所設立に必要な意見書の交付制限について触れられておりましたが、この意見書の交付についてはその後どうなったのか、お尋ねをいたします。

○社会・障がい者福祉課長

飯塚市におきましては、放課後等デイサービス等の児童通所支援施設、こちらが先ほどからも申し上げており、近年増加しております。現在県内においても、その数が上位を占めている状況であることから、施設の新増設を初め、対象児童に真に必要なと見込まれるサービス提供の量やその内容等について、一旦立ちどまって見直す必要があると判断をいたしまして、昨年11月から施設の新増設に係る意見書の交付につきましては、当面見合わせているところでございます。

○田中裕委員

当面見合わせているという答弁でございましたけれども、先ほどもやりとりしました中で、年々増加傾向にあるわけですね。ですから今後とも、利用者数は増加していくのであろうと思っておりますけれども、それに対しての意見書の交付は今後一切されないのか、それともある時期を見て、また交付されるのか、この点はいかがでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

今委員がおっしゃられるように、対象児童数やサービスの利用状況等を注視しまして、サービス提供の量や内容等を含め、調査検討を行う中で、必要性が生じた場合には、交付を再開することも検討しております。

○田中裕委員

今回の意見書交付を見合わせた際には、事業所に周知がなされなかったと、このように聞いております。また再開をされる場合には、事業所に再開することが伝わるようにしっかりと周知をしていただきたいと思います。

○委員長

次に、119ページ、障がい者福祉費、福祉タクシー補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。通告したうちの一部について、今回、これほどの質問取り下げを行う事実、経過について、述べておきたいと思います。

新型コロナウイルス感染対策が事態の緊迫を迎える中で、実は所管とされる令和2年3月9日の協働環境委員会での質問が否決となったため、予算特別委員会の総括において、通告外質疑をするほかはないと判断し、実は私は反対しておりましたけれども、持ち時間50分とされる条件の中で、総括質疑の質問時間を確保するためにやむを得ないと考えたものです。取り下げました質問テーマについては、また別の機会に質問させていただきたいと思います。この際、市民の皆さんと市長を初めとする市職員の皆さん並びに関係議員の皆さんには、ぜひともご理解を賜りたいと申し述べておきたいと思います。

その上で、福祉タクシー券の件ですけれども、事業内容及び利用状況はどうなっておるか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

福祉タクシー補助金のこの事業の内容につきましては、在宅の重度障がい児・障がい者に対し、福祉タクシー券を交付し、タクシー乗車時の基本料金分を助成することで、日常生活の利便性の向上、また、外出する機会の増加により、障がい者の社会参加の増加につなげるための一助として実施しているものでございます。交付対象要件につきましては、身体障害者手帳の総合等級1級、または視覚、下肢、体幹の障がい、2級の交付を受けている方、療育手帳Aの交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方、また、人工透析による治療を受けている方で在宅の非課税世帯の方としております。交付につきましては、1人当たり月に4枚で年間48枚を限度としておりまして、平成30年度は年間501人に交付いたしまして、交付枚数が年間で2万2340枚となっております。利用状況につきましては、年間利用枚数が1万4084枚、利用率につきましては63%となっているところでございます。

○川上委員

この質問については追加資料31ページ、32ページに資料を出していただいておりますし、また、本市の障がい者ガイドブックの中にも関係のものがあります。障がい者や所得の条件のほかに、在宅という状況もあるわけですけれども、他都市の場合は、この辺はどうなっておるか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

対象となる障がいの等級や種別及び所得に関する要件等につきましては、市によってそれぞれ異なっておりますが、県内29市の中で、26市が在宅の障がい者を対象として交付しているところでございます。

○川上委員

在宅を条件にしていない自治体の名前を教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

在宅を対象としていないのは、古賀市、小郡市、那珂川市となっております。

○川上委員

その3市でなぜ対象にしていないのか、わかりますか。

○社会・障がい者福祉課長

各市に問い合わせをいたしましたけれども、この事業の当初から在宅にいないということで、理由までは確認ができませんでした。

○川上委員

勉強の余地があると思います。現在の高齢者施設にはさまざまな形態の施設があります。中には施設からの移動支援を受けることができない在宅と同様の施設もあります。そのような施設入所者に対して、タクシー券の交付対象とできないのか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

この福祉タクシー券につきましては、外出支援が受けられず、公共交通機関等の利用がしづらい、移動に制限がある障がい者に対して交付する必要があると考えております。現在の要綱におきましては、移動支援を受けられる施設入所者等は対象としておりません。多様化している施設の形態について確認をし、障がいの種別や等級、所得要件等の他の要件も含めて、他市の交付要件等も調査し、利用者の意見を踏まえた上で、今後の事業内容について検討していきたいと考えております。

○川上委員

個別の事情を大事にするというふうにできるようなですね、紋切り型、機械的な対応でない対応ができるように、制度の見直しを求めておきたいと思います。

○委員長

要望でいいですか。

○川上委員

はい。

○委員長

次に、120ページ、障がい者福祉費、サン・アビリティーズいづか施設管理運営事業費について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

120ページ、障がい者福祉費、サン・アビリティーズいづか施設管理運営事業費につきまして質問させていただきます。4200万円の予算ということになりますが、こちらのサン・アビリティーズに関しましては、平成29年9月に一般質問させていただきました。その際にわかりましたのは、昭和58年にこの施設は供用が開始されていまして、雇用促進事業団のほうで当初進められていましたけれども、平成15年に本市に編入されて、現時点でも、障がいを持たれている方、そうじゃない方が一緒に利用できて利便性も新飯塚駅に近くてすごくいいということで、利用者も9割が飯塚市内の方が占めてらっしゃるということで、非常に地域の方にも利用されている施設だということがわかりました。その際に、行財政改革の関係で、移転の検討もするというふうなことがありましたので、そういった利用状況もありましたので、私としてはぜひ現在地で、しっかりと超寿命化計画を立てていただいて、継続して使っていただけるようにしてほしいということで話をしていましたが、今回こういった予算がつくということで、ちょっとその事業の中身についての質問をさせていただきたいと思います。まず、その内容について、答弁をお願いします。

○社会・障がい者福祉課長

この改修事業の内容についてということでございます。今、質問委員がおっしゃられました

とおり、このサン・アビリティーズいづかにつきましては、36年以上の時間が経過しております。外壁の塗装全体が黒ずみ、亀裂が入っており、既に一部の亀裂から施設の内側に雨水が侵食しているというような状況でございます。また、プール屋根の鉄板がさび、将来的には雨水の侵食の原因となるというようなことから、施設の長寿命化を図るために、外壁やプールの屋根に防水改修の工事を施すものでございます。

○永末委員

当時、一般質問をさせていただいたときには、当時の部長のほうから、長寿命化を図る際には10年以上の耐用年数というのは確保できるんじゃないだろうかというふうな答弁もあっておりました。この施設につきましては、指定管理者制度をとっております。現在そういったところで運用が進められているかと思うんですけど、この改修につきまして、その施設の管理者でありますとか、利用者の意見というのはどういった形で反映されていらっしゃるのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

サン・アビリティーズいづかにつきましては、指定管理者である特定非営利活動法人いづか障害児者団体協議会が管理・運営をしているところでございます。施設利用者からの要望や意見につきましては、指定管理者のほうに館内に意見箱を設置し対応しております。また、年に1回施設の利用者団体の代表者を行っております。利用者懇談会におきましては、アンケートを実施し、意見交換や要望に対する改善点等の説明を行っているところでございます。ここでいただいた意見のうち、施設内の備品の要望や手すりの設置等の小規模な修繕等につきましては、指定管理者が指定管理料の中で行っております。また、指定管理者で対応できない修繕等につきましては、年2回行われる、サン・アビリティーズいづか運営会議や市に提出される事業計画書において、報告を受けているところでございます。また、次年度に予定している外壁の改修につきましては、指定管理者から提出された令和2年度事業計画書の中で改善の必要箇所の一つとして、挙げられたものでございます。

○永末委員

しっかり意見のほうを聞いていただいて、そういったことも反映していただいているということで安心しました。私も行政懇談会とかに参加させていただきまして、障がい者団体の方と行政との意見交換会を拝見する機会があるんですけど、その折にもですね、しっかりと意見を聞いていただいているなというふうには感じておりますので、そういった部分を継続していただければと思います。そういった行政の懇談会等でも、施設の改善要望とかが報告されるんですけど、そういった部分については、現状、どの程度まで対応できておりますでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

指定管理者から報告を受けております改善箇所として、このほかにも4件ほどございます。研修室、和室等のドアが重く、ドアの開閉音がうるさいと、各部屋の出入り口のドアを補修してほしいというものもございました。施設内のドアを設置し直すとなると高額となるため、不具合のあるドアにつきまして個別に修繕をしているというような状況がございます。また、外のスロープの屋根と駐車場の屋根の雨漏りという問題が出ております。これにつきましては、現在、見積書を依頼している状況でございます。金額等を確認して対応していきたいと考えております。また、体育室の区画ネットの設置の要望もございまして、体育室のアリーナを使用する際に、ボールが飛んでいくことを防ぐためのネットの取り付けが要望として上がっております。これにつきまして、設置の必要性や設置した際の利用者の安全性等の調査が必要だと考えているところでございます。また、プール内の壁の塗装の補修について、挙がっておりますが、今回外壁とプール屋根の改修を行う予定としておりまして、これ以降にまた検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○永末委員

ありがとうございます。当施設につきましては、スポーツでありますとか、レクリエーション活動とか、文化活動を通じまして、障がいを持たれている方の社会参加を促進する役割を担っておりまして、また多くの市民の方も、利用される施設となっておりますので、今していただいているように利用者の方、利用団体の方の意見をしっかり聞いていただいて、指定管理者と連携されて計画的に施設の整備を行われて、安全快適に利用できるよう要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○委員長

次に、123ページ、児童福祉総務費、保育士確保対策事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

123ページ、民生費、保育士確保対策事業費、追加資料33ページの中の保育士就職支援事業費が、昨年に比べ15万8千円減額になっています。その理由はどのようなものなのかを教えてください。

○子育て支援課長補佐

事業費のうち、助成金につきましては、昨年度より10万円増となっております。本事業の周知を図るため、毎年フリーペーパーでの広告を行うための広告料を計上しておりましたが、令和2年度におきましては、フリーペーパーでの広告とせず、市報等で周知を図ることとしたため、その費用が25万8千円の減となり、差額の15万8千円の減が生じたものでございます。

○兼本委員

この事業は保育士を確保するための事業ですよね。先ほどちょっと私が通所支援事業費のときになんで増加したのかという質問を行ったときに、このときにはやはり情報誌への広告等を行ったことにより、周知が進んだというような答弁をいただいております。今回、フリーペーパーはやりませんよということで、市報等でということなんですけども、こういうふうになった理由と、また今回この減額にされたという理由を教えてください。

○子育て支援課長補佐

フリーペーパー等での広告でのこの効果について、検証はちょっとできていないんですが、合同就職説明会等のアンケート、それから保育士養成校等の状況を聞いたりしておりますと、チラシ等で制度を知りましたということが多かったものですから、こちらの予算から助成金の10万円増ということで予算の組み立てをさせていただいております。

○兼本委員

要はそのチラシというのは市が発行しているチラシということですか。

○子育て支援課長補佐

そのとおりでございます。

○兼本委員

これまでの推移を見ていますと、この緊急支援金のほうはかなり利用者が多くなっていると思いますが、この成果についてどのように評価されていますか。

○子育て支援課長補佐

これまでに修学資金貸付金では41名、生活資金貸付金では22名、緊急支援金では81名の方が申請されており、市内私立保育施設への就職者が増加しているものと思われるため、一定の成果があったものと考えております。

○兼本委員

この就職支援事業の対象になられる方というのは、フルタイムで働かれる方なんですか。

○子育て支援課長補佐

常勤職員として、1日6時間以上、かつひと月に20日以上勤務する保育士が対象となりま

す。

○兼本委員

ちょっと要望をさせていただきたいんですけども、当市におきましても保育士の確保というのは喫緊の課題だと思っています。委員会等で答弁いただいた中で潜在保育士の方というのが、かなりいらっしゃるんだと。でもなかなか就職につながらないという答弁をいつもいただいています。常勤でというような理由を言われていましたけども、非常勤で例えばパートタイムで働かれる方にも、例えばこの緊急支援金なんかは、かなり利用しやすいのではないかなと思うんですよね。そういったところでアンケートもとられてあるということでしたから、潜在保育士さんたちに、例えばこういうものがあつた場合には、どうですかとか言ったような形のものをとっていただいて、今後ちょっと枠が広げられるようであれば広げていただきたいし、そうでなければあれなんですけど、そういった形のちょっとこの1年、検証などを行っていただきたいと思いますので、要望とさせていただきます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:55

再開 11:09

委員会を再開いたします。同じく123ページ、児童福祉総務費、保育士確保対策事業費について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

委員長、申しわけございませんが、次の124ページ、227ページの幼児教育、保育無償化に伴う経費の増減についても、関連がございますので、一括してさせていただきたいと思っておりますがよろしいですか。

○委員長

どうぞ。

○江口委員

まず、保育士確保対策事業費の部分に関連してなんですけど、令和2年度の入所児童の見込み等に関する資料の提出を求めたいと思います。委員長においてお取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は提出できますか。

○子育て支援課長補佐

はい、準備できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。資料が準備されていますので、サイドボックスに掲載いたします。

○江口委員

資料提出ありがとうございます。今提出していただいた資料によると、令和2年度4月1日以降の保育園、そして子ども園の未利用者の予定については、残念ながら、現状では104名が予定されているようでございます。そして、その多くが、ゼロ歳、1歳、2歳、2ページに年齢別を出していただいておりますが、ゼロ歳、1歳、2歳が主な方たちになります。この待機児童が発生する理由と考えると、どうしても保育士の不足というふうな形になってまいりま

す。保育士確保対策事業の概要及び成果について、どのようにお考えになっておられるのか、まずそこから改めてお聞きかせください。

○子育て支援課長補佐

保育士確保対策事業の概要について、まずお答えさせていただきます。本市が実施する保育士確保対策事業といたしましては、保育士就職支援助成金事業、保育士修学資金貸付金事業、保育士生活資金貸付金事業がございます。

それぞれの概要ですが、保育士就職支援助成金事業につきましては、市内私立保育所等に常勤で保育士として働くことが決定し、当該保育園等から就職に当たり2万円の助成を受けている場合に、就職支援金として10万円、市内に転入して来られた方には、引っ越し費用として上限20万円までを支給するものでございます。

保育士修学資金貸付金事業につきましては、市内に住所を有する、またはその子のうち、県内の保育士養成施設に就学する学生で、市内の私立保育所等に常勤保育士として従事しようとする者に、就学を援助する資金として月額5万円、福岡県保育士修学資金を利用する者については、2万円を貸し付けるものでございます。

保育士生活資金貸付金事業につきましては、市内に住所を有し、保育士養成施設を卒業後2年以内に、市内私立保育所等に常勤保育士として新規採用された者に生活を援助するため、勤務開始年度は月額2万円、その翌年度は月額1万5千円、その翌々年度は月額1万円の資金を貸し付けるものです。事業の成果につきましては、先ほども述べさせていただきましたが、これまでに修学資金貸付金では41名、生活資金貸付金では22名、緊急支援金では81名の方が申請されており、市内私立保育施設への就職者が増加しているものと思われるため、一定の成果があったものと考えております。

○江口委員

市の事業に対する評価は、今のように肯定的なものなんですよ。今までずっとこのように答えられてきたんです。ただ片方で、待機児童についてはこうやって104名と、また昨年よりも、今年度よりもふえる見込みにあります。ずっと継続して右肩上がりですよ。そういったことを考えると、果たしてこれは正しいのだろうかどうだろうかと考えなくてはならないと思うんですね。子ども・子育て会議に出された資料の中でも、これに保育士確保対策事業の事業評価は、市の評価はAです。だけど本当にAなんだろうかというところだと思っているんです。それを考えるときに、財源があるのかな、財源があるのかというか、そこら辺どうなんだろうと考えたときに、幼児教育の無償化がございました。これに伴う経費の増減について資料を出していただいております。すみませんが、この提出資料について、少し説明いただけますか。

○子育て支援課長補佐

昨年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、3歳以上の全ての子どもと3歳未満の住民税非課税世帯の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料が無償となりました。その財源は国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担となっており、これまで利用者負担額に含まれていた副食費が非課税世帯を除き、実費負担となりました。提出しております資料について、説明をさせていただきます。この資料は直近の実績値等で無償化になる前と、無償化後の差額を計算したものでございます。私立保育所及び私立認定こども園の保育部につきましては、無償化前の利用者負担額が7億1240万3160円、無償化後の利用者負担額を国基準単価で算定しますと、10億7190万2520円、その差の3億5949万9360円が市歳入としてふえる見込みとなり、また無償化後の利用者負担額10億7190万2520円のうち、低所得者世帯分を除く副食費分と3号分の利用者負担額を除く4分の1の1億6914万3千円が新たな負担となり、差し引き1億9035万6360円ふえる見込みとなります。新制度移行の私立幼稚園と私立認定こども園の幼稚園部につきましては、無償化前の利用者負担額が8892万1750円、無償化後の利用者負担額を国基準単価で算定いたしま

すと、1億1074万7100円、その差の2182万5350円が市歳入としてふえる見込みとなり、また無償化後の利用者負担額1億1074万7100円と、低所得者世帯分の副食費4分の1の3126万4275円が新たな負担となり、差し引き943万8925円が市の負担増となる見込みです。公立保育所及び認定こども園の保育所部につきましては、市負担は、10分の10となるため、無償化前の利用者負担額1億5422万9280円のうち、2号相当分の9028万1760円の歳入がなくなり、かわりに低所得者を除く副食費分の1441万8千円が歳入となるため、合計7586万3760円が市の負担増となる見込みです。公立の認定こども園の幼稚園部につきましても、市負担は10分の10となるため、無償化前の利用者負担額847万9920円から低所得者を除く副食費分の110万1600円が歳入となるため、737万8320円が市の負担増となる見込みです。新制度未移行幼稚園につきましては、就園奨励費補助制度から施設等利用給付及び副食費の補足給付に移行しており、就園奨励費補助額の市負担が、5397万5100円から施設等利用給付の市負担額4032万3300円と、副食費の補足給付費288万円となりますので、その差額の1077万1800円が市負担増となる見込みです。届け出保育施設及び預かり保育につきましては、新たに無償化に伴う給付対象となっております。そのうち、市負担額の4分の1の4970万9100円が新たな負担増となる見込みです。これらの金額を合わせますと、3917万4455円が市負担減となる見込みとなりました。

○江口委員

資料を詳細にわたり提出、説明いただきありがとうございました。無償化の前と後では、市としては、ざっと4千万円弱の金額ではありますが、財政としては少し負担が軽くなっているということだと思います。そのことを考えながら保育士確保対策を、さらに前に進めるのではないかと思ったりはするんです。何よりも、現状を考えると、昨年度の福祉文教委員会に提出された資料の中を見ても、年齢別、各園別の受け入れ人数とかが出てきて、その中には保育士不足で受け入れられないといった園が複数ありましたし、その中でさらに、保育士不足もあり、そしてまた入ってくる子どもが少ないので、定員を減らしたという園さえありました。子育て支援をしっかりとやるという、飯塚市、それこそ総合戦略の中でも、それをしっかりとうたう、総合計画の中でもしっかりとうたうんですが、であるならばこそ、ここの部分はしっかりと早目に解消しなくてはならないと思うんです。その中で、今回提出された来年度予算の中でも、同様な保育士確保対策事業となっているわけですが、その他の自治体、ほかの自治体が、どのような施策をやっておられるのかについても、資料として提出していただいております。国、県がどういったメニューがあるのか、そしてまた、他自治体がどのようなものを行っているのか、34ページあたりから36ページあたりまで資料提出していただいているわけですが、子ども・子育て会議のパブリックコメントでも、ここの部分はしっかり分厚くしていただかないと、とても保育士が集まらないのではないかという意見がありましたし、子ども・子育て会議の話の中でも、この計画で大丈夫ですかという委員の問いかけに対し、事業者側の委員からは難しいと思いますという返答だったかと思っております。では、拡充をするという考えは、今回はなかったということになるのでしょうか。いかがですか。

○子育て支援課長補佐

保育士確保対策事業といたしましては、今後の見通しとして、保育士の採用状況で申請数の見込みを立てるため、各保育施設へ採用予定数を確認し、その見込みから人数の積算をいたしました。その人数でこの事業費の予算の組み立てをしております。

○江口委員

聞き方変えましょう。今回、この予算が出されているわけですが、予算要求の段階で、今、提案があっている予算の事業以外で、こんな事業をやりたいんだというふうな形の予算要求はなされましたか、どうですか。

○子育て支援課長補佐

令和2年度の予算組み立ての中では、新たな保育士確保の事業の予算の組み立ては、計上、要求はしていませんが、これまでの潜在保育士の相談窓口の周知等で窓口に見えられる方が、かなり就職にもつながっているというようなこともございますので、そういった事業も取り組みながら、今後進めてまいりたいと考えております。

○江口委員

新たな方はふえてはいるんです。それこそ修学資金、生活資金の資料にあるように、新たに入ってくる方はふえるんだけど、片一方でおられる方でやめていかれる方々が、まだまだおられるのも現実なんです。結局この差なんですよね。水を入れても、下から抜けていけば一緒というやつですよ。バケツの底を塞がなくなっちゃいけないわけですよ。確かに定年だったりとか、年齢が厳しくなってきたりやめられる方々がおられるのは、それはそのとおりでしょう。それはどこの企業とかでも一緒だと思うんですが、片一方で、入ってくる方がふえなかったら、入ってくる方、そしてここをとめなかったら、どんどんどんどん幾ら新規の方がふえても、保育士不足は解消しません。この業界で言われているのは簡単ですよ。それこそ、処遇が悪い、単純に言ったら給料が安いということです。それと休みづらい。それと責任が過重である。この3点ですよ。言われているのはこの3点ということで、私は理解しておりますが、そこはどうですか。

○福祉部長

先ほどからご意見ありがとうございます。私どもも、子育て、議員、議会の皆様方もそうでしょうが、非常に重要な課題というふうに認識をしております。その中で、これまで時間をかけて、議会を通じまして、議論を重ねました上で、今現在の政策といいますか、貸付金制度等による保育士の確保策とあわせまして、新施設、器をふやすということの、2本立てできております。現在のところ、それを広くといいますか、まずしっかりとやることを第一に考えて取り組んでおります。先ほど追加の資料のほうでございましたですけど、先ほどの資料の中で、未利用児童がふえているという、資料の中でいきますと70人、73人、87人、104人というふうにふえておるということで、まだ効果が出ていないのではないかというご意見であったかと思いますが、現実的には、現在の時点での数字といいますのが、まだ全ての入所が確定した状態ではございませんので、昨年度出しました現時点での比較をしますと、昨年度が平成31年度の未利用児童の見込みが135人ございました。今回は、それを104人というふうになっておりますので、現実的には1年前の見込みでは135人であったものが、4月の時点では87人に減っております。ですので、現在104人でしておりますが、この数字も、今後まだ4月入所の時点ではまだ減るといふふうに考えておりますし、その分がこれまで取り組んできた成果として出ているのではないかというふうに思っております。またそれ以外に政策といいますか、何か対策を打たないのかということでご意見でございますけれど、それにつきましても、これは皆様方との意見交換の中で、もっと企業主導型を活用できないかということや、公立の保育園、現施設をさらに活用できないかというご意見がございました。これらは、もともとそういった政策を積み上げてきた中ではございませんでしたけれど、すぐにも取り組むということで、それはぜひやれるということで取り組んでできております。その結果も含めまして、この令和2年度の、今の資料の中で言いましても、ある程度効果が見込めておりますし、今後はさらに来年度の新設の保育所の開設を迎えますと、またさらに効果が出るのではないかというふうに思っております。またご意見がございました保育園、保育士さんの処遇につきましても、やはり各園の状況といいますか、単に経済的な面だけではなく、恐らくは人間関係とか、そういったものもございまして、一律に全ての判断が非常に難しいところがございまして、そういったところはもし何か新たに、今後その対策として、政策としてできるようなものがあるというふうに考えました時には、ぜひご提案をさせていただきたいし、そういっ

た政策も今後も続けていくことで、子育て支援に続けていきたいというふうに思っております。

○江口委員

園によって、確かに人間関係の差があって、やめられる方々の人数に差があるのは現実だと思います。ただ明らかに一致しているのは、安いに関しては、一致はしているわけですよ。正直な話が。だからこそ、国は処遇改善をやってきたわけです。ただ、国の処遇改善で足りるかどうかということ考えたときに、それでは足りないという判断をした自治体が、それこそ議会、委員会でも視察に行った船橋であるとか、そういったところはプラスアルファの手当として出しているわけです。東京都もそうですよね。そして、そういった形でやるわけです。ないし、片一方では、今回資料を出していただいた中にあるように、家賃の補助をやる、奨学金の返還の支援をやる、そういったさまざまな支援をするわけです。飯塚市、よそよりも一歩先駆けて、修学資金、生活資金を始めたかもしれません。ただこの修学資金に関しては、基本、県の制度と同様なものですよね。もともと都道府県の制度で既にあった。それを利用すれば、県内で就職すれば返さなくてよい。これは保育士として業務でやればよいので、それこそ保育園ではなくても、こども園ではなくてもいいですよ。部分であっています。使い勝手という、残念ながら県の事業のほうが使い勝手はいいんです。まあ県の事業にプラスアルファで飯塚がこうやって、やっていただけるのもいいかもしれませんが、限られた財源の中で何をするかを考えたときには、別の選択肢もあるのではないかと考えています。何より、未利用者の話の中で、今回下がるのではないかとのお話がありました。確かに数字を見ると、下がるのではないのかと私も思ったりはするんですが、片一方で、注意しなくてはならないのは、認定児童数です。追加資料の一番上の市内居住児童の特定教育保育施設の支給認定状況、これを見ると、ずっと右肩上がりです。3248人が4月だけで見ると、平成29年度3248人、これが3393人になり3488人になった。これはある意味、子どもを預けなくてはならない方々がどんどんどんどんふえている状況を示しています。ただここが、来年度、令和2年度では3468人と初めて減少に転じるわけです。ここ注意しなくてはならないと思っています。それこそ昨年、一昨年、平成30年度の出生者数、千人を切りましたよね。昨年あたりは1千人まで盛り返したと思うんですが、合計特殊出生率では、県の中でも高いほうだという話はあるんですが、片一方で実数で見ると、残念ながら厳しい状況もあっているわけですよ。その中で、本当に飯塚で1千人前後が毎年毎年生まれてきて育っていくわけです。その方々が十分な支援ができないと。やはり、この市で子育てするのが、厳しいのではないかと。よそのほうがいいんじゃないかという話になりかねません。だからこそ、ここの保育士確保対策であるとか、その質の向上というのは急務なわけです。そこまでは多分合意しているんだと思うんです。じゃあそこにどれだけきちんと財源をつぎ込み、そして適切な対応をとるかどうかなと思うんです。無償化の前と後の資料で見ると4千万円の財源が、ある意味新たに生まれていると判断してもいいと思います。そうすると、ではこの4千万円をどう使うのか。それは福祉部は、きちんと取りにいかない。この4千万円をここに使いたい。さらに言うと、子育て支援が特に必要なんだと。だからこそ、さらに上乗せをしてもっとやりたい、そうしないと、飯塚の福祉、子育ては支えられない。よそよりも魅力がなくなってしまう。そういった観点から、ぜひ今後やっていただきたいと思っています。その点、部長でも、市長、副市長でもどなたでも結構ですが、どうお考えかお聞かせいただけますか。

○福祉部長

ご意見ありがとうございます。私どもも、非常に重要な点だと思っておりますし、今、数字を言われまして、実際の認定者の数というのが、やはり無償化を通じてふえてきているという現実もございますし、この方々をうまく飯塚市に定着させるということにつきましては、非常に重要なことだと思っております。そのために先ほどからご提案いただいているような点につきまして、また保育協会のほうのご意見もあるかと思っておりますので、そういったものも十分考え

ながら、今現在のところは、まず来年の保育所のオープンと、この現在ある制度、貸付金等の制度について、しっかり周知をした中で、広げていく、今の考え方をしていきながら、さらにその先に何か手が必要、そしてそれがこういうのが有効であるというものがございましたら、またご意見いただきましたら、またそれらについて、現状で終わりということでございせんので、常に先を見ながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○江口委員

その現状をしっかりと見ながらやっていくときに、今の部分が、ここががちがちの確定なんだ、であってはならないと思うんですよ、今やっていることも正しいかどうか、正しいかどうかとか、きちんとした成果が得られているかどうか、それを見るべきだと思っています。そういったことを考えると、保育園、子ども園側、事業者側の意見もそうでしょうし、実際に働いておられる保育士の方々のご意見もそうでしょう。そしてまた預けておられるお父さん、お母さん、保護者の方々の意見もしっかり聞くということが必要になってくるかと思えます。一部、子ども・子育て会議の中でアンケートとかも入っていましたが、これがあのアンケートにきちんと答えられているのかどうか、そういったことも含めて、必要だと思っています。まず働いておられる方々、ないし園側からの要望をきちんと聞くことを、まず始めていただきたいと思うわけですが、いかがですか。

○子育て支援課長補佐

私立保育園協会の代表者の皆様方ともお話を伺う機会もございますし、子ども・子育てのニーズ調査のアンケートのさまざまな自由意見もいただきました。そういったことも反映をさせていただきたいと思っておりますし、毎年6月に開催しております保育士の就職合同説明会においても、参加していただいた方、それからブースを設けていただいた法人の方からも、アンケートをいただいております。そういったご意見も踏まえながら、今後検討していきたいと考えております。

○江口委員

代表者の方々とお話しするのも結構だと思うんですが、もっと間口を広げたほうがいいと思いますよ。現場で働く保育士の先生方も含めて、広く聞かないと、どうしても一部分、一部分だけからお話を聞くと、漏れることがどうしても出てきます。現場の声が直接伝わってこないと思います。それこそ、さきの福祉文教委員会でもやめられた方々の調査をきちんとやるべきだという提言もあっておりました。その通りだと思います。そういったことも含めて、しっかりやっていって、十分ここで働くことが、先生方がここで働いてよかったよねと思っていただけのような対策がとられるように、お願いをしておきます。

○委員長

要望でいいですか。次に、同じく123ページ、児童福祉総務費、保育士確保対策事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

待機児童の状況、2019年度、どのように推移していますか。

○子育て支援課長補佐

福祉文教委員会で報告いたしました人数で申しますと、令和元年7月時点での未利用者数は70人、そのうち待機児童は27人となっております。未利用児童数の年齢別内訳といたしまして、ゼロ歳児23人、1歳児22人、2歳児11人、3歳児8人、4歳児3人、5歳児3人となっております。令和2年1月時点の未利用児童数は123人、そのうち待機児童は19人となっております。未利用児童数の年齢別内訳といたしましては、ゼロ歳児が80人、1歳児26人、2歳児10人、3歳児4人、4歳児2人、5歳児1人となっております。

○川上委員

質疑答弁のやりとりの前提として、未利用児童という言葉で、現実の目の前にある市が責任

を負わないといけない待機児童の解消について、責任を保護者の責任と感じさせるような自己責任論みたいな感じになってしまう危険のある言葉遣いは、もうやめたほうがいいんじゃないかと。内訳として、そういう事情があるというのは考えられるけれども。それから保育士確保対策事業の今後の見通しについては、どうなっていますか。

○子育て支援課長補佐

保育士確保対策事業といたしまして、保育士就職支援助成金、保育士修学資金貸付金、保育士生活資金貸付金の事業を実施しております。今後の見通しといたしましては、保育士修学資金貸付金及び生活資金貸付金につきましては、保育士の採用状況により申請数の見込みを立てるため、各保育施設へ令和4年度までの採用予定数を確認し、その採用見込みから人数の試算をいたしました。保育士修学資金貸付金につきましては、令和2年度は新規貸付者を44人、令和3年度は23人、令和4年度は26人、保育士生活資金貸付金につきましては、新規貸付者を令和2年度は30人、令和3年度は31人、令和4年度は28人としております。

○川上委員

そのうち、就業後、現実に飯塚市で働ける見通しのある保育士の人数はわかりますか。

○子育て支援課長補佐

先ほど申しました方々を全て採用をしていただきたいというふうに考えております。

○川上委員

先ほど私の言う待機児童の推移を聞かせていただきましたけれど、昨年の7月でゼロ歳児が23人でしょう。ことしの1月で80人になっていますよね。この57人のゼロ歳児、どこにいて、元気であるかどうかについては、どのように確認しているんですか。

○子育て支援課長補佐

この人数につきましては、お一人お一人確認しているわけではございませんが、この中には企業主導型等の保育施設に行かれてある方もいらっしゃるかと思います。また育児休業をそのままとられてある方もいらっしゃるかと思います。

○川上委員

それぞれに、ことし飯塚市内で生をうけて、これからすばらしい人生を過ごして行くスタートの時を迎えたわけですよ。その命の一人一人の命について、昼間、地方自治体である飯塚市にお願いしたいということになっているわけですよ。それなのに、飯塚市の事情、あなた方は自己責任という未利用という言葉を投稿つけるけど、切実な思いで保育所を利用したいというふうに言っている方が、子どもさんで57人、保育所に行けない状態がある。この現実があるのに、市としてその子どもたちの状態が、その一人一人についてどうなっているかを本当に把握していないですか。

○子育て支援課長補佐

お申し込みがあった方で、入所ができない方については、定期的に現況届という形で、どうされてあるかということで、現況届を提出していただいて、確認は定期的にはさせていただきます。

○川上委員

定期的とはどの程度の期間でやっているのか。それを現況届を受け取ったら、市はどういう手当てを取っているんですか。

○子育て支援課長補佐

今年度につきましては、2回現況届で確認をいたしました。現状を確認するということだけにとどまっております。

○川上委員

私は、保育士確保対策事業は、成果ゼロではないですよ。貴重な成果があると思います。期待もできる面もあるでしょう。でも貸し付けを受けている方の人生があるわけですから、必ず

市内で就労していただけるとは限らないわけですよ。しかし、考えられる手だては全部打ったほうがいいと思うんですね。これはもったいないからやめて、成果が少ないからやめて、別の切りかえるというふうにしないで、それもやりつつ、もっと大規模な財政出動を考えていって、子どもの安全を確保し、未来へのチャレンジでしょう。未来を保障していくというスタンスが要るのではないかと。それで私は、保育所の保護者負担の軽減、さらに進んで無料化と並んで市長の言われるキラリと光るまちづくり、私は福祉のまちづくりと言いますが、にとって大きな課題が、この待機児童ゼロという課題なんですね。市長はいつまでにこれを達成するつもりで、新年度予算編成をしたのかお尋ねします。

○子育て支援課長補佐

本市の待機児童対策としての取り組みといたしまして、一つが保育の受け皿確保策として、幼稚園からの移行による認定こども園の創設、それから既存保育施設の施設整備、新設保育所の施設整備を行うように進めており、受け皿としては令和3年4月当初には待機児童ゼロとなる見込みとしております。そのため、保育の受け皿をふやすと同時に、保育士不足による待機児童を出さないために、保育士確保策として、先ほど申しました修学資金貸付金、生活資金貸付金、就職支援金などの保育士確保緊急支援事業等の貸付事業のほか、私立保育所認定こども園等を対象とした就職説明会、潜在保育士を対象とした相談窓口の開設等を行っておりますが、これらの事業を確実にいき、待機児童がゼロとなるように進めてまいりたいと考えております。

○川上委員

待機児ゼロをいつまでに達成することにしておるか。安倍政権のもとで、待機児ゼロというスローガンが3年先送りとなって、そのあとはずるずるとやれるだけのことをやりましょうということで、課題の切実さが政権のところから緩んでしまっているときに、地方自治体である飯塚市が、もともと保育所の問題は地方自治体の仕事であるわけですから、ゼロをいつまでに達成する、それに向けて仕事していくというのがいるんだけど、いつまでに達成するのかというのをもう一遍、お願いします。

○子育て支援課長補佐

先ほど申し上げましたが、受け皿としては、令和3年4月当初には待機児童ゼロ人となる見込みとしております。

○川上委員

その決意であれば、民間保育所の定数減だとか、あるいは公立保育所の定数削減の動きとか、あり得ないと思うけど、ゼロを踏まえて公立保育所の定数削減を考えているんですか。

○福祉部長

先ほど、質問委員のほうから定数減ということでしたが、それは筑穂保育所の建てかえによるものをおっしゃっているのかなとは思いますが、筑穂保育所につきましては、福祉文教委員会の中でも、議論がありましたが、基本的には現在の定数、今、入所されてある方は全て受け入れができるような体制になっております。また、私立保育園についての定数減につきましても、これも福祉文教委員会のほうでいろいろご意見いただいておりますし、それについても、私どもの意見のほうは述べさせていただいておりますので、それについては今後も県と協議をしながら、そういったことがないようにということでは進めてきております。また今後の分につきましては、先ほどご答弁しましたように、待機児童については来年の4月の時点ではゼロになるという見込みの中で、それを目指しまして今現在、事業は進めておりますので、そういうふうになりますし、ご提案がございましたが、それ以外にできることがあったらということでご意見ございますけど、そういったものについても4月から、子育ての政策課を別に設けるようにしておりますので、その中でさらに取り組めることはないかということを検討していくことを考えております。

○川上委員

私はずっと、この待機児童ゼロを年間を通じて、いつでも保育所に入れるということを実現するためには、公立保育所の役割が決定的だというふうに言ってきました。それで、そうした中で公立保育所の定数を削減するだとか、認めただけ、絶対許されません。筑穂で削減すれば、ここでも削減すると。現在の入所をしている子どもの人数を確保するだとか、何の意味があるんですか。子どもをふやすんでしょ。そういう意味で、公立保育所の緊急な整備が必要だと思うけど、今回、当初予算編成に当たり、どういう検討をしたのかお尋ねします。

○福祉部長

公立保育所の考え方につきましては、先ほどご答弁しておりますように、現在6園ございますが、将来的には5園とし、統廃合し、現在ある老朽化したものについては建てかえをし、必要な定数を確保していくということでございますので、それ以外に、先ほど質問がありますような新設の公立保育所を新たにつくるという考えは持っておりません。

○委員長

次に、124ページ、児童福祉総務費、子ども医療費について、田中裕二委員に質疑を許します。

○田中裕委員

124ページ、子ども医療費について質問いたします。今回、前年度と比べまして、452万8千円増額の3億9249万2千円が計上されております。今定例会に、子ども医療費の改正案が提案をされておりますけれども、この子ども医療費についての内容、概略をお願いいたします。

○医療保険課長

子ども医療費の助成につきまして、ご説明申し上げます。子ども医療費の助成につきましては、医療機関の窓口で支払う自己負担分の助成を行うもので、現在の本市の制度としましては、未就学児までは外来入院とも自己負担はなし。小学生以上では、外来は小学6年生まで、1カ月の負担上限を1200円に、入院につきましては、18歳に達する年度末まで自己負担を1日500円の7日限度にしております。なお、県制度では3歳児以上には所得制限を設けておりますけれども、本市では所得制限は設けておりません。なお、先ほどお話いただきました本議会に提案させていただいております改正につきましては、外来が小学6年生までとなっておりまして、本年10月から中学3年生までに拡大する改正を提案させていただいております。

○田中裕委員

それでは、お隣の嘉麻市、桂川町の子ども医療費の助成はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○医療保険課長

まずは嘉麻市のほうの子ども医療につきましては、外来、入院とも中学3年生まで自己負担なしというふうになっております。また桂川町につきましては、助成範囲につきましては、現在の本市と同様に外来は小学6年生まで、入院につきましては18歳に達する年度末まででございますけれども、小学生の外来の1カ月の負担上限が600円となっているところ、本市との違いとなっております。なお、本市、嘉麻市、桂川町とも、所得制限のほうは設けておりません。

○田中裕委員

飯塚市、桂川町、嘉麻市、それぞれ違いがあるようでございますが、同じ生活圏域の中で違いがあるというのは、ちょっと問題があるのではないかと思います。例えば飯塚市内の病院に嘉麻市の小学生が外来受診すれば、ただ桂川町の小学生が外来受診をすれば600円、飯塚市の小学生が外来受診をすれば1200円、支払わなくてはならないと、このようになるんですよね。確認です。

○医療保険課長

はい、そのとおりでございます。

○田中裕委員

これを今定例会で、飯塚市は拡大するという提案が出されておりますので、本当にそれはありがたいことだと思いますが、これは将来的には、嘉飯桂統一すべきではないかと、このように私は思っております。市長はどのようにお考えなのか、市長のご意見をお尋ねいたします。

○市民環境部長

質問委員が申されますとおり、医療圏域、生活圏域が同一ということで、今回、拡大に向けて最大の努力をしておりますので、今後また検討してまいりたいと思います。

○田中裕委員

ぜひとも、よろしく願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:01

再開 13:00

委員会を再開いたします。次に、125ページ、児童措置費、保育士キャリアアップ研修事業費補助金について、兼本委員の質疑を許します。取り下げですね。

次に、同じく125ページ、児童措置費、私立保育所等保育措置事業費について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

保育士に対する研修事業費については、どのようになっていますか。

○子育て支援課長補佐

保育士に関する研修事業費としましては、飯塚市私立保育所等研修費補助金交付事業を、市内保育所及び認定こども園の職員の資質向上のため、研修に要する経費を補助するものとして実施しております。令和2年度におきましては、私立保育園20園、認定こども園7園に対し、実施する予定としております。各園の補助金額は保育所定員数につき1980円を限度としており、実績に応じ、その範囲内で支出しております。

○江口委員

他方でキャリアアップ研修事業費に関しては、76万1千円だったのが41万6千円と34万5千円のマイナスになっております。キャリアアップという研修に限ってというふうな形かもしれませんが、研修全体として、もう少し分厚くする必要があるのではないかと思います。他方で、追加資料を出していただいたもののうち、追加資料の36ページ一番下に、筑後市の事業として、保育士等スキルアップ自主研修支援事業として、保育士がみずから研修に参加する場合、2万円以内というふうな形で給付をしている部分がございます。また北九州市は、私立保育園も含めて保育士に対する研修を計画的に分厚くやっています。なおかつ、研修に出ていくときに、代替職員の費用に関しても出しているといった部分がございます。そういったこともあわせて、市としても保育士の研修をしっかりとやっていくべきと考えますが、その点はいかがですか。

○子育て支援課長補佐

資料の筑後市のスキルアップ自主研修支援事業について、今、質問委員がご紹介していただいたかと思いますが、筑後市のこれらの事業につきましては、今年度始まった事業のように認識をしております。これらの事業につきまして、市のほうでも取り入れられるものがありましたら、検討していきたいというふうには考えております。また、保育の質の向上のためにも、研修を充実させる必要があるかと思っております。第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画におきまして、幼児教育・保育の質の向上について、具体的な事業の中に幼児教育アドバイザーの育

成配置を新規事業として加えておりますので、そういった具体的な事業内容についても、現在検討しておりますので、そういったことも含めて検討していきたいと思っております。

○江口委員

保育士の先生方に係る負担はかなり厳しいものとなってきていますし、もともと昔は子どもを預かるだけと思われていたかもしれませんが、今では子育て支援、保護者への支援も含めてやっておられる、虐待の対応もやっておられる、本当に幅広くなっています。そういったことが対応できるような分厚い研修、そして研修支援となるようにやっていただきたいということをお願いしておきます。

○委員長

次に、127ページ、母子父子福祉費、養育費保証促進補助金について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

こちらのほうに関しては、それこそ、離婚してひとり親になるときに、やっぱり経済的に厳しいものがあるというふうな話の中で、明石市の事例をご紹介していた分が事業化されたものだと考えますが、改めて、この新規事業でございますので、こういったものなのか、ご紹介いただけますか。

○子育て支援課長補佐

厚生労働省が5年ごとに実施している全国ひとり親世帯等調査が、直近では平成28年度に実施されており、その調査結果によりますと、離婚した母子家庭のうち、7割が父親からの養育費を受け取っておらず、全国的な社会問題となっております。本市におきましても、福岡県ひとり親サポートセンター飯塚ランチに寄せられる養育費の相談件数は年々増加しており、子どもの貧困対策の一環として実施するものでございます。事業の内容といたしましては、養育費の取り決めをしたひとり親家庭が、別居している親からの養育費の不払いが発生した場合に、不払い分の立てかえ払いが行われ、あわせて別居している親に対して立てかえ分を督促して、回収を行っている保証会社がありますので、その保証会社とひとり親家庭との間で、初めて養育費保証契約を締結する際に必要となります初回分の保証料を1人当たり5万円を上限として補助するものでございます。本事業につきましては養育費の受け取りに関して、当事者以外の第三者が間に入ることで、養育費を確実に受け取れる仕組みとなっていることから、離婚する前の養育費の取り決めに関する債務名義化の促進が図られ、継続した養育費の確保につながるものと考えております。

○江口委員

紹介ありがとうございます。それこそ、離婚してひとり親になられる方々の中で、特に女性の方に多いのは、別れた後、頑張っても貧困という厳しい状況がございます。非正規が多く、収入も平均以下であることがかなり多いわけですね。200万円いかなかったりとかね。そういったことを考えると、この制度ができるのは非常にありがたいことで、国も追いつこうとはしておりますが、市も全国的に見ても早いほうでしたので、報道とかでも紹介していただき、市としても一定の周知にも役に立つのではないかと思います。これについては感謝しております。ただ、この制度ができて、この制度にのっかる手前で、まずはそういったことがあるんだよということを知っていただいて、両方で合意をしていくことを進めないことには、ここまで行き着かないわけですね。そういった部分に関しては、どのようになされるのか。離婚届を出す、ないし用紙を取りに来られる段階で、まずはこういったものがあるんですよというやつをきちんと周知をして、そういった方向にやってください。明石市のスタートもそれでしたよね。まずはそれをお願いしたいというお話をさせていただくかと思うんですが、その点についてはどのようになっておられますか。

○子育て支援課長補佐

市民の方への周知といたしまして、本事業の実施に関する周知を、離婚してひとり親となる前の段階で、養育費に関する公正証書等の債務名義化の必要性をお知らせすることが重要となります。啓発用のチラシを作成し、子育て支援課を初め、各機関の相談窓口にお見えになられた方や、市民課の窓口で離婚届を取りにお見えになられた方にお渡しするなど、市民の方々への周知を図ってまいりたいと考えております。

○江口委員

離婚届を取りに来られた方々、ないし相談に来られた方々へのお知らせをするのも大切だと思いますが、片一方でもっともっと手前でより多くの方々に知っていただく仕掛けが必要だと思っています。そういう意味では新聞報道は非常にありがたかったわけですが、ただ新聞報道で終わって、その先がないわけですよ。そう考えると、市報であるとか、いろんな手段を使いながら、定期的にこういったことがあるんだよという、市としてはこういうことをきちんと支えるためにやるんだよということをPRしてやっていただきたい。そのことが、ある意味、先々に頑張っても貧困という状況をなくすことの一助になるのではないかと考えております。よろしく願いしておきます。

○委員長

次に、131ページ、保育所費、筑穂保育所整備事業費について、吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

筑穂保育所の整備事業について、お尋ねいたします。今回、筑穂保育所はどのような目的で整備されるのでしょうか。

○子育て支援課長補佐

現保育所は、昭和54年に建設された施設のため、老朽化が進んでおり、園児の保育環境の改善を図ることを目的として、整備を行うこととしております。

○吉松委員

整備するに当たって、現在の場所ではなくて、筑穂中学校の敷地内にするというのは、どういう経緯からでしょうか。

○子育て支援課長補佐

現在地での建てかえを行うことも検討いたしました。現保育所を運営しながら敷地内での工事が難しいことから、他の公共施設敷地を活用しての建てかえを検討していたところ、筑穂中学校の敷地内で保育所敷として十分な広さが確保できるのではないかとことから、関係部署と協議を行い決定いたしました。

○吉松委員

筑穂保育所を整備する上で、待機児童の解消についてはということについて、3歳児未満の受け入れ枠をふやすというようなことになっていきますけれども、先ほど来、待機児童解消のためには、保育士さんの確保が、これは不可欠だという議論がなされております。そういうことで、保育士さんの働く環境、こういうこともぜひ整えるべきだと思いますけれども、そのことについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○子育て支援課長補佐

保育所の建てかえを行う際には、部屋の配置や動線など保育を実施しやすい環境を整えるよう、現場の保育士の意見を十分反映させるようにしております。働きやすい職場環境の整備が、保育士確保の一助になるものと考えております。

○吉松委員

保育所の送迎の車が出入りするわけですが、今回場所が変わるということで、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○子育て支援課長補佐

保護者の送迎用の車の出入り口が、上穂波小学校児童の通学路に接しているため、出入り口の幅を広くし、運転手からの見通しをよくするなどの配慮を行うこととしております。また今後、学校や関係課等と協議を行い、安全面については十分配慮していきたいと考えております。

○吉松委員

現在の筑穂保育所には子育て支援センターが隣接していると思いますけれども、今後の子育て支援センターの扱いについてはどのようにお考えですか。

○子育て支援課長補佐

現在の筑穂保育所敷地内には子育て支援センターを設置しておりますが、今回の保育所の整備につきましては、子育て支援センターは含まれておりません。公共施設の有効活用から、筑穂支所内の空きスペースでの設置を現在、検討しております。

○吉松委員

子育て支援センターの場所については、筑穂支所内に空きスペースがあるということですが、その空きスペースがあるというようなことではなくて、ここが子育て支援に適した場所だと、そのような発想で選んでいただきたいと思います。そして場所の選定だけではなくて、やはり相談しやすい環境、それから交流しやすい環境を十分考えた上で、子育て支援センターについても取り組んでいただきたいと思います。

○委員長

同じく保育所費、筑穂保育所整備事業費について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武委員

今、同僚委員が同じ筑穂保育所の整備事業について、ご質問がありました。私から何点かだけちょっとお願いします。前の午前中の質問でも若干ありましたが、建設規模については130名をめどにということでお聞きをしました。今後、大分駅、御存じのとおり旧大分小学校の跡地が開発されるということになっています。今後人口が、こうすると増加してくる傾向が見えるわけですが、今後保育所に入所する子どもたちがふえるということも想定されますので、この130人という建設規模で児童の対応ができるのかというのがちょっと不安になりまして、お聞きしたいというふうに思います。

○子育て支援課長補佐

現在の筑穂保育所の定員数は160名ですが、ここ数年の入所申し込み状況等を勘案し、整備後は定員を130名とするように計画をしております。ただし、ニーズのある3歳未満の受け入れ枠をふやし、現在3歳以上の入所申し込みが少ない、定員を下回っている3歳以上の定員を減らすこととし、施設の規模としては、遊戯室を活用するなど工夫をし、最大約160名受け入れが可能となるような整備を考えております。

○田中武委員

はい、よくわかりました。とりあえず130名をめどに建設して、児童がふえたときには160名をマックスに対応ができるということですね。市として安心して住み育てやすい環境づくりというのは、本市の基本的な課題というふうに思っています。今後、児童数がふえることも対応できるような施設設備であったり、同僚委員が言っていましたように、設備があっても保育士がいないと児童は対応できませんので、今人事課のほうで任期付保育士の採用試験も行っておりますけれども、なかなか実現化が難しいような状況ですので、保育士がいらないから受け入れできませんという、このことだけはないようにぜひお願いしまして、質問を終わります。

○委員長

次に、135ページ、生活保護総務費、扶助費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

生活保護の状況について、2006年3月の1市4町合併以降の推移をお尋ねします。

○生活支援課長

平成18年の1市4町の合併時、本市の生活保護の状況は生活保護の受給世帯が3913世帯、受給者数5921人、保護率にして44.4%でございました。その後、横ばいまたは微増で推移していましたが、平成20年のリーマンショック以降、大きく増加傾向に転じ、平成24年12月には受給世帯4659世帯、受給者数6869人、保護率52.4%と、合併時と比較しまして受給世帯で746世帯、受給者数で948人、率にしまして8%もの増加が見られております。その後は、高どまり傾向が続いておりましたものの、平成26年中盤から微減傾向に転じ、筑豊地区の有効求人倍率が初めて1を超えた平成28年8月を機に、平成29年度より、さらに減少幅が大きくなっております。令和2年2月末の最新の数字では、受給世帯4138世帯、受給者数5534人、保護率は43.4%となっており、平成18年の合併時と比較しまして、受給世帯数では225世帯増加しておりますが、受給者数では387人、保護率で1%の減少となっており、現在では合併以来、最も少ない受給者数と低い保護率となっております。また、受給世帯数が増加した要因でございしますが、単身での高齢者世帯が増加したものによるものでございます。

○川上委員

生活保護の仕事は職員の中でも、最もやりがいのある仕事の一つだと思います。それで、受給世帯数の動向によって、とりわけケースワーカーの仕事がどのように大きくなり、複雑化しているか、どう見られているかお尋ねします。

○生活支援課長

平成27年度までは、慢性的なケースワーカー不足で推移していましたが、平成28年度より任期付職員の配置や正職員を増員することなどにより、現在、このような状況は解消されております。令和2年2月末の状況ですが、全ケース4138世帯に対しまして、ケースワーカー58名で除しますと、ケースワーカー1人当たり71ケースとなっており、法定定数である80を下回っている状況でございます。また、対象世帯の変化に関しましては、処遇困難ケースというものがございます。以前はこのようなケースでは、元暴力団員であったり、粗暴行為を常習的に行うものなど、高圧的な態度でケースワーカーに接し、福祉事務所内で大声で威嚇するなどの行為が多発し、大変苦慮しておりました。しかしながら、近年になりまして、このような高圧的な態度で接してくる対象者が少なくなり、それに変わって、精神障がいを持つ方やそれに類似する精神状態の方が非常に難しくなっております。これらの方への対応につきましては、専門病院や施設、その他職員等とも連携をとりながら、その対応を図っているところでございます。

○川上委員

先ほどの答弁の中で、単身高齢者世帯の増加ということもあって、特別な努力がいると思うんですけど、このケースワーカーの研修は、どのように行われていますか。

○生活支援課長

ケースワーカーの研修ということでございますが、生活保護制度は基本的には他法優先でございします。この理念を全うするために、ケースワーカーはあらゆる社会的資源や、他法、他施策についての知識が必要となります。当然、短期間でこれら全てを身に付けることは難しいことでもありますから、当然、生活支援課では、職員研修が非常に重要かつ必要であると考えております。このため、日ごろから係ごと、地区ごとに新規申請があるたび、その世帯の状況や対応できる福祉資源、また他法、他施策等、最も適した対応ができるよう、毎週生の題材をケース会議として活用し、各担当のスキルアップに努めながら、キャリア不足が補えるように係研修を行い、加えて、課内研修を定期的で開催するとともに、制度改正時はもちろんのこと、他の福祉施策につきましても、他の課の職員を講師として招き、全体講習などを随時開催しているところでございます。

○川上委員

とりわけ、ケースワーカーについて言えば、福祉の心の涵養ということ、さらに福祉に関する総合力が求められるということだと思いました。それでは扶助費の推移をお尋ねします。

○生活支援課長

扶助費の推移でございますが、やはり保護率のピークである平成24年度の決算額は、約103億3千万円と過去最高額でございましたが、保護受給者の減少に伴い、段階的に減少し、平成30年度決算では、約93億3千万円と約10億円程度減少しているような状況でございます。

○川上委員

扶助費それぞれについて、比率の変化はどうか、お尋ねします。

○生活支援課長

質問委員、言われますように、この扶助費は保護者の減少に比例して各扶助とも減少してまいります。しかしながら、医療扶助におきましては、この限りではなく平成24年度以降、53億円から50億円と高どまりしており、生活扶助や他の扶助費のように、受給者数に比例しての減額にはなっていないのが現状でございます。扶助費全体からの医療扶助の割合を見ましても、平成24年度は54%だったものが平成30年度には57%まで上昇しているところでございます。この要因につきましては、やはり保護受給者の高齢化や新たに認可された高額な薬剤の使用といったものが大きいものではないかと考えております。また、介護扶助につきましても年を追うごとに増加しておりますが、これは年齢分布の変化により、65歳以上の高齢者が純粹に増加しているものによるものでございます。

○川上委員

本市における生活保護受給世帯の動向についてはわかりました。全体として世帯数が減っている関係で、生活扶助費が減少傾向にあるというふうに言われましたけれど、国がこの間に連続的に生活扶助費の基準切り下げを強行しているということが、最も大きな背景にあるということをお互い認識しておく必要がお互いにあるのではないかとこのように思います。そうした中で医療扶助が全体として維持されていることは重要と思っておりますけれど、ここに着目して生活扶助に対する基準切り下げの攻撃に続いて、医療扶助に政府が切り込んでくるという動きがあります。こうしたことについて、市の福祉事務所あるいは生活支援課として、どう認識し、どうこの格差社会の中で、経済的に弱い立場にある方々をどう支えていくのか、その辺についてどう考えておるかお尋ねします。

○生活支援課長

生活保護を受給されている方々は、何らかの疾病や障がいをお持ちなれた方が多く、本市でも生活保護受給者の約8割を占めております。そのことから、特に医療とは密接な関係があるというふうに考えております。命を守るという観点からも、必要な受診が抑制されること、このようなことは絶対にあってはならないと考えております。生活保護制度本来の目的が何であるのかを十分に認識し、1人でも多くの方々の力になれるように運用を行ってまいりたいと考えております。また制度の不備や地域の実情にそぐわない、そのような場合は市長会、福祉事務所長会議を通じて、絶えず要望を行っていきたいと考えております。

○委員長

次に、同じく扶助費、生活保護扶助事業費について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

先ほど、全般的な部分の質疑があつておりますが、2点だけちょっと確認させてください。今回扶助費が2億円ちょっと減額されておりますけれども、その大きな要因だけお答えください。

○生活支援課長

今回の減額の理由でございますが、令和2年度の当初予算の積算につきましては、令和元年度の決算見込みをもとに算定しております。これは令和元年8月の生活保護受給者数を反映して算定しており、この算定基礎となります数字が前年と比較しまして、受給世帯で143世帯、受給者数で312人、保護率にして2.1%の減少が見られております。このようなことから、生活扶助で約1億7千万円、医療扶助で約3千万円、その他の補助につきましても減少傾向で推移しており、約2億2600万円の減額となったものでございます。

○守光委員

最後に、今後の推移についてどのように本市として考えておられるのか、お答えください。

○生活支援課長

生活保護の今後の推移ということでございますが、現在、この新型コロナウイルスによる景気への影響、これ非常に懸念されているところでございますが、今後の現在の景気動向が継続するようであれば、多少の振れ幅はあるにせよ、保護率の減少傾向は継続していくのではないかと考えております。しかしながら、平成30年度の開始理由のトップが、高齢者世帯の預金の減少、喪失というもので40件、13.9%を占めております。これは高齢化が進む現在の社会情勢を如実にあらわしており、今後もこのような申請はますます増加していくものと思われ、高齢者世帯の比率を大きく押し上げていくのではないかと考えております。また最近特に目を引く傾向といたしまして、近隣自治体からのケース移管が非常に増加しております。平成30年度でも他地区からの移管が42件と全体の14.6%を占めており、非常に増加傾向となっております。これは本市に基幹的な医療機関や障がい者支援団体関連施設、さらにはサービス付高齢者住宅等、社会的福祉資源が豊富に存在しており、これらを利用するために近隣自治体から転入してくるため、このような状況が発生しております。このようなことを総合的に勘案すれば、今後の本市における生活保護率の動向については見きわめが非常に難しいものと考えておりますが、今後はその減少率は緩やかに鈍化していくのではないかと考えております。

○委員長

次に、「4款 衛生費」、140ページ、予防費、予防接種事業費について、田中裕二委員に質疑を許します。

○田中裕委員

140ページ、予防接種事業費について、お尋ねをいたします。昨年度に比べますと、1101万2千円増額をされておりますけれども、この増額の理由は、接種者がふえるということを見込んでの増額なのか、お尋ねをいたします。

○健幸・スポーツ課長

この委託費の増加につきましては、接種者の増加ということではなく、接種単価の増加、それと10月より定期予防接種として追加されますロタウイルスワクチンの費用増加によるものでございます。

○田中裕委員

増額の理由は接種者がふえると見込んでのことではないということではございますが、昨年12月議会で、各種予防接種、成人肺炎球菌予防接種についての要望を行ってまいりました。どのように反映をされたのか、お尋ねをいたします。まず成人肺炎球菌予防接種でございますが、未接種者への対応のため、勧奨通知の方法を十分に検討し、再通知を行う方向で考えると、このようなご答弁がございましたが、同様にどのようにされるのかお尋ねいたします。

○健幸・スポーツ課長

高齢者の肺炎による死亡率を減少させるということを目的に、成人肺炎球菌予防接種の制度延長と、これまでの受診率の低さを鑑み、周知に当たっては、いろいろな機会に予防接種の紹介を行うとともに、勧奨通知を送付するに際しまして、対象年齢を逃すと安価に予防接種を接

種できる機会は二度とないということを知りやすく記載いたしまして、受診率の向上を図りたいと考えております。その上で、未受診者への対応については、年度内2度接種の危険性など、課題を解決できるように、方策を十分に協議いたしまして、再勧奨を行う予定で検討を進めております。

○田中裕委員

今のご答弁の中で、年度内2度接種の危険性など、課題を解決できるようにという答弁がありました。これはもう既に実施されている自治体も数多くございますので、そのような自治体を参考にしながら、再勧奨を行う方向で考えているということでございますので、ぜひともお願いをいたします。

次に、本年10月より、先ほどもありましたように、定期予防接種となるロタウイルスワクチンについてでございます。同じく昨年12月議会におきまして、対象者が令和2年8月以降に生まれた乳児であるということから、不公平感を解消するため、同じ年度であることしの4月2日から7月31日までに生まれた乳児に対して助成を行うべきだと、このように述べました。どのように反映されているのか、お尋ねいたします。

○健幸・スポーツ課長

令和2年度当初予算にはこの分については、反映できておりません。不公平感については十分理解をいたすところでございますけれども、飯塚市では、基本的に国の制度によって定期予防接種を実施する方針となっております。市が任意接種について助成を実施することについては、接種後に重篤な副作用が出た場合に、国の補償が受けられず、十分な救済制度が受けられない危険性があるため、慎重に検討せざるを得ないと考えております。

○田中裕委員

これは他の自治体で実施しているところもございます。ですから、そういうところも参考にさせていただければと思っております。もうこれ本当にもう時間がありません。令和2年4月2日から、もう来月2日から7月31日までに生まれた子どもさんたちに対してでございますので、慎重に、早急に検討していただきたいと思っております。

次にB型肝炎予防接種についてでございますが、このB型肝炎予防接種は98.4%と非常に高い接種率でございますけれども、私は、昨年の議会であえて接種率100%を目指すための取り組みが必要ではないかと、このように質問をいたしました。その質問に対しまして、その残り数%の方への対応に大変苦慮しているということございましたが、この数%の未接種者の方にはどのように対応されたのか、お尋ねをいたします。

○健幸・スポーツ課長

前回、一般質問での答弁と繰り返しになりますけれども、ホームページの掲載を初め、毎年予防接種のチラシを作成しまして、母子手帳交付時や生後1カ月から実施しております新生児訪問や赤ちゃんすくすく元気訪問、乳幼児健診などの母子事業を活用いたしまして、保健師より、直接、対象児の保護者に情報の周知徹底を図っております。保健センターの母子事業の中で、対象児の保護者に対しまして、予防接種を接種することの有効性を丁寧に説明いたしまして、継続的に接種勧奨を行ってまいります。

○田中裕委員

前回の一般質問でも述べさせていただきましたけれども、この数%の未接種者の中には、特に支援が必要な方もいらっしゃると思っております。今ご答弁の中で、継続的に接種勧奨を行ってまいりますということございましたので、よろしく願いいたします。

○委員長

次に141ページ、予防費、予防接種委託料について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

141ページ予防費、予防接種委託料につきまして聞かせていただきます。この質問するに

当たって、今、世界的に新型肺炎のほうが大変な状況になっておりまして、やはりワクチンの大切さ、予防接種の大切さというのを身にしみて感じております。現在、世界も混乱していますし、日本のほうでも、前例のないことに対して取り組んでいらっしゃるって、行政の皆様方も、非常に大変な中、取り組まれておるかと思うんですけども、しっかりと、大変だと思いますけども、未来永劫ずっと続いていくわけではないと思いますので、ぜひ、今乗り切っていただければと思います。頑張ってください。

予防接種のほうの委託料に入っていきますが、来年度、事業費として4億円、委託料として3億7千万円組まれています。同僚委員のほうからも質問がありましたので一部ちょっと割愛しますが、定期接種と任意接種があるかと思いますが、その部分をまずどういった形で分ける判断をされていらっしゃるのでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

まず定期接種でございます。こちらのほうは国の制度、予防接種法に基づき接種がなされるものでございます。任意接種については、本人の任意で受ける接種ということになります。本市におきましては、基本的にこの国の制度によって、定期予防接種を実施するということにはいたしております。

○永末委員

予防接種法に基づいて、予防接種法に記載されているワクチンに関しては、定期接種として無料で受けることができるということで、裏を返せば、そこに載っていない任意接種の部分に関しては有料になってくるかと思えます。私のほうも、今回同僚委員のほうからもありましたが、やはりこの任意接種の分について、ちょっと続けさせていただきたいんですけど、私はこのおたふく風邪に関して、ちょっと少し注目して聞きたいんですけど、先ほどと繰り返しになって申しわけないんですけど、予防接種の対象者への情報提供について、任意接種の方については、どういった形で提供されているのか、お願いします。

○健幸・スポーツ課長

任意の予防接種につきましては、接種後に、先ほどちょっと説明をいたしましたけども、接種後に重篤な副作用が出た場合に、国の補償が受けられず、十分な救済制度が受けられない危険性がございますので、希望がない限りと申しますか、積極的な広報については行ってないという状況でございます。

○永末委員

この任意接種については、65歳未満の方に対するインフルエンザとおたふく風邪、それと先ほどありましたロタウイルスの分、これは定期接種への追加がロタウイルスはされるということですので、インフルエンザについても基本的に皆さんこれは認識している病気ですのであれかと思うんですけど、おたふく風邪の予防接種というのは、私自身もあることを知りませんでした。ちょっと私の家のことになって申しわけないんですけど、先月、子どもが2人いるんですけど、上の子どもがこのおたふく風邪のほうにちょっとかかりまして、保育園のほうで流行っているというのは知っていたんですけど、特にその予防接種があるというのを全く知りませんでした。実際に感染力が強いのでしっかりかかってしまって、1週間、とりあえず自宅のほうで待機ということで、感染症になりますんで、待機ということになりました。当然下の子どももいますので、下の子どもにもうつりまして、合計でやっぱり1カ月近く、子どもを自宅のほうでみるというふうな形になってきました。国立成育医療研究センターのホームページとかを見ますと、このおたふく風邪によって、ムンプス難聴、ムンプスウイルスというらしいんですけども、ムンプス難聴というのが、子育て世代に特に多いおたふく風邪の合併症ということで注意をしてくださいというふうなことがありました。どういうことかということ、私の家庭の話をしましたけど、申し上げたように、子どもがもらってきて、それを子育て世代ですので、親も一緒におたふく風邪になってしまって、難聴の危険性が高まるというふうな形です。おたふく

風邪については、私もちょっとあまり認識が、軽く考えていたところがあったんですけども、調べれば調べるほどあまり軽く考えられない病気じゃないかなというふうに思います。例えば、申し上げたムンプス難聴になってしまうとかですね、髄膜炎を引き起こすとか、ケースによっては肺炎であるとか、精巣炎であるとか、卵巣炎にも及んでしまうというふうな形です。科学的に立証されているようですが、自然感染した場合とワクチンを接種した場合の副反応というのは、自然感染のほうがかなり確率が高いということで、そういったことを考えていくと、先ほど言われたように、接種後に重篤な副作用が出た場合の危険性というのを言われましたが、子育て世代のそういった特有のものとかを考えていくと、だからといっておたふく風邪について、定期接種のほうに引き上げてくれということまでは言いませんが、せめて、積極的な説明というのは行われたほうがいいんじゃないかと思います。今申し上げたような話の流れで、当然、そこには危険性があるということですけど、それはそれでその家庭家庭で判断していただければいいんじゃないかなと思うので、そういった部分の、やはりそういう予防接種があるんですよということぐらいは教えていただいたほうが、私の家庭みたいなことになる方が減ると思いますんで、そこはちょっとこう考えていただけないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

今質問委員のおっしゃられるように、任意接種、いろんなワクチンといたしますか、予防接種がございます。その中で、リスクの高いもの、低いものというものがございます。それぞれ、整理をいたしまして、今は一律、そういうふうな積極的な広報を行っていないということを先ほど答弁いたしましたけども、その辺の丁寧な説明ができるように、ちょっと整理をさせていただきたいと思っております。

○委員長

次に、142ページ、健康づくり推進費、がん検診委託料について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕委員

142ページ、がん検診委託料についてお尋ねをいたします。これは昨年議会でがん検診について、お尋ねをいたしました。飯塚市は非常に福岡県の中でも低いというご答弁もございました。今回の予算書を見ましたら、前年度と比べまして、354万1千円増額をされております。これは受診者がふえるということを見込んでの増額かなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

こちらの委託料の増加につきましては、受診者の増加というよりも検診単価の増加によるものでございます。

○田中裕委員

これも先ほどの予防接種と同じように、受診者がふえると見込んでのことではないということでございます。昨年9月議会で、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がんの検診受診率をお尋ねいたしました。本市の受診率は国や県と比較すると、胃がんで少し県の受診率を上回っておりますが、その他の検診ではいずれも下回っており、国と比較すると全ての受診率が下回っているという答弁でございました。ちなみに福岡県下でも下のほうから、2番目とか3番目とかそういうふうだったと思います。がんは今現在では、早期発見、早期治療によって治る病気であり、死亡する可能性を減少させるためにも受診率の向上が必要だと思っております。ご答弁の中で、受診勧奨や他市でも採用されているオプトアウト方式の採用も検討し、受診率の向上を行っていくと、このようなご答弁がございましたが、どのような取り組みをされているのか、お尋ねいたします。

○健幸・スポーツ課長

すぐに実践できることといたしまして、令和元年度については、国民健康保険被保険者宛ての特定健診の受診勧奨や再勧奨の際に、がん検診のことについて追記いたしております。このことにより、1月に実施いたしました検診の受診者は増加いたしました。効果が得られたことを実感しているところでございます。令和2年度につきましては、対象者全員ではございませんが、節目である年齢、40歳、50歳、60歳の方にがん検診の勧奨はがきを送付する予定でございます。今後の課題といたしまして、これは9月の議会のときにご答弁いたしましたけれども、受診率向上のために他市で採用されております、オプトアウト方式を含めまして、がん検診申し込みはがきの導入など、手続の利便性の向上策についても検討してまいりたいと考えております。

○田中裕委員

ただいまの答弁の中で、国民健康保険被保険者宛ての特定健診の受診勧奨や再勧奨の際に、がん検診のことについて追記した。そのことにより1月の受診率は増加したと。ちょっとした取り組みで増加をしたということなんですね。今の答弁の最後のところで、受診率向上のため、他市で採用されているオプトアウト方式を含め、がん検診受診申し込みはがきの導入など、手続の利便性の向上についても検討してまいりたいとの答弁がありました。ぜひとも検討していただきたいと思います。このオプトアウト方式というものでございますけれども、ご存じのとおり、受診したい項目に丸をつけるのではなくて、受診しない項目にバツをつけるというやり方で、これで受診率が上がるというふうに言われておりますので、ぜひとも、この点も含めて検討していただきたいと思います。

○委員長

次に、143ページ、健康づくり推進費、産後ケア事業委託料について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

妊娠・出産包括支援事業の中の産後ケア事業委託料について、これは新設だと思いますので、事業内容についてお尋ねいたします。

○健幸・スポーツ課長

妊娠・出産包括支援事業の一環といたしまして、産後ケア事業を実施するものでございます。産後ケア事業とは、産後に家族等からの十分な育児等の援助が受けられないままなどの育児支援を必要とする母子を対象といたしまして、心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができる体制を確保することを目的としております。具体的には支援を必要とする母子が産科医療機関や助産所での宿泊及び日帰りによる来所や母乳育児相談、助産師による家庭訪問という実施方法を用いまして、育児支援ができる体制を整備するものでございます。

○兼本委員

では、この事業の対象者はどのようになりますか。

○健幸・スポーツ課長

本事業の利用対象者ですけれども、飯塚市内に住民登録を有する生後4カ月未満の乳児及びその母親であって、家庭等からの家事・育児等の支援が受けられない者、産後の体調または育児に負担がある者のいずれかでございます。

○兼本委員

では、この事業はどのようにして実施されるのでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

一般社団法人飯塚医師会と一般社団法人福岡県助産師会と委託契約を行います。この契約を行うことで、飯塚医療圏の産科医療機関や福岡県内の助産所のうち、産後ケア事業を実施可能な施設において利用が可能となります。

○兼本委員

では、この委託料の積算はどのようにされたのか教えてください。

○健幸・スポーツ課長

ショートステイでございますが、こちらのほうが1泊2日で2万7500円で15日分、デイケアでございますが、こちらのほうが1回1万円で50日分、デイケアの母乳育児相談でございますが、これが1回4950円で300日分及びアウトリーチが1回1万円の80日分です。委託単価や見込み日数については、近隣市町村の単価や実績を参考にさせていただいております。

○兼本委員

自己負担金というのはあるのでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

ショートステイでございますが、こちらが1泊2日の場合が5千円、デイケア及びアウトリーチが1回2千円、デイケア、母乳育児相談でございますが、こちらのほうは無料でございます。非課税世帯や生活保護世帯はこの自己負担を免除することといたしております。

○兼本委員

今回、新たにこの事業をつくられたわけですが、この事業を始めようと思われた要因というのは何かあったのでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

平成30年度より私ども保健センター内に子育て世代包括支援センターを開設いたしております。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、地域で安心して子育てができる環境整備を実施いたしております。近年、核家族化が進む中、家族から十分な育児等の支援が受けられない、母子のセーフティネットの一つとして、産後ケア事業を開始いたした次第でございます。

○兼本委員

児童虐待等で、やはりゼロ歳児が非常に多いというような数字も出ております。この産後ケア事業を実施した産科医療機関等は、把握した母子について、その後のフォローというのはどのようにやられるのでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

産後ケアの委託の仕様書には、産後うつ指標として用いられるエジンバラ調査票などを必要に応じて実施いたしまして、結果について、市に報告することとなっております。実施医療機関が継続支援の必要な母子を把握した場合は、随時保健センターに報告があります。それを受けた保健師が継続して、その母子の訪問等の支援を実施することといたしております。

○兼本委員

ということは、産後うつの状態がもしあるといった場合には、医療センターのほうから飯塚市のほうに情報が共有化されていくと。飯塚市のほうで今後、見守りを行っていくということでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

そのとおりでございます。

○兼本委員

最後に、この産後ケア事業の案内のほうはどのようにやられるのでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

ホームページの掲載を初め、チラシを作成いたしまして、母子手帳交付時や生後1カ月から実施いたします、新生児訪問、赤ちゃんすくすく元気訪問時などの母子事業を活用いたしまして、情報の周知を図ります。また、産科医療機関や子育て支援センターなどの窓口にも配布したいと考えております。

○委員長

次に、145ページ、環境衛生費、地域猫不妊去勢手術委託料について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕委員

145ページに、地域猫不妊去勢手術委託料という聞きなれない言葉がございました。これは新規の事業ですよね。この事業の内容、件数等、お尋ねをいたします。

○環境整備課長

事業の内容につきましては、飼い主のいない野良猫が放置されていることにより、ふん尿による悪臭、鳴き声による騒音等による生活環境被害を軽減するために地域住民が主体となり、野良猫に対する不妊去勢手術、一定のルールに基づいた餌やりやトイレの管理等を行う団体を地域猫活動団体として登録し、不妊去勢手術券を交付して、団体の負担軽減を図り、地域猫活動を推進するものです。令和2年度は、雌5匹、雄5匹の合計10匹で21万円予算を計上いたしております。なお、財源といたしましては、10分の10の県の補助金を活用いたします。

○田中裕委員

地域猫活動団体として登録した団体に対してという答弁であったと思いますが、これは個人はだめだということですね。

○環境整備課長

個人の活動としては団体として登録することはできません。

○田中裕委員

それではこの地域猫活動団体として登録するには、どのようにしたらいいのかお尋ねをいたします。

○環境整備課長

地域猫活動団体として登録するには、地域猫活動を実施する地域の住民を中心として、2人以上で構成されていること。また、地域猫活動について地域住民の理解を得ており、かつ当該地域猫活動について継続的に地域の理解を得られるよう、周知活動を行っていることの二つの要件を満たす必要があります。これらの要件を満たし登録しようとする団体は、1点目として、団体の構成員名簿、2点目として、活動地域の地図及び写真、3点目として、地域猫活動に関する自治会の同意書を添えて、地域猫活動団体登録申請書を提出していただくこととなります。

○田中裕委員

新しい事業でございますので周知活動が必要だと思いますが、どのような方法で周知をされるおつもりなのか、お尋ねいたします。

○環境整備課長

ホームページ、また市報等で周知を行う予定としております。

○委員長

次に、147ページ、環境対策費、浄化槽設置費補助金について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

147ページの浄化槽設置促進費についてお尋ねいたします。現在、飯塚市では合併浄化槽を設置する方に対して、補助金を交付されていると思いますが、この事業は国の循環型社会形成推進交付金を活用し、平成28年度から令和2年度までの5カ年の計画で実施されてきたと思いますけれども、そこで令和2年度で5年目となるわけではありますが、それ以降の令和3年度からの補助事業に対する本市の取り組みについてお聞かせください。

○環境整備課長

質問委員が言われますように、令和2年度で循環型社会形成推進交付金を活用した補助事業の本市の計画期間が終了となります。令和2年度中に関係部署と協議を行い、令和3年度以降も国、県の補助金を活用した補助事業計画を策定し、補助事業を継続していきたいと考えてお

ります。

○守光委員

単独処理浄化槽から合併浄化槽に転換する場合の撤去費等も補助事業の対象になっている自治体はありますが、飯塚市では対象となっており、現在おられないと思います。令和3年度以降の補助事業計画において、単独処理浄化槽撤去費等の補助金について、現在どう考えておられるのかお答えください。

○環境整備課長

浄化槽設置費補助金は、例年220基前後活用されていますが、そのほとんどが新築や大規模な改築時に合併処理浄化槽を設置される際に活用されています。しかし、単独処理浄化槽やくみ取り便槽の家庭からは処理されていない生活雑排水が排出されている現状があり、河川浄化の観点からも、合併処理浄化槽への転換を促しているところです。以上のようなことから、令和3年度からの補助事業の計画を策定する際には、関係部署と協議を行い、単独処理浄化槽撤去費用等の補助金を含め検討していきたいと考えております。

○委員長

次に、151ページ、ごみ処理費、ごみ収集事業費について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕委員

151ページ、ふれあい収集事業費について、お尋ねをいたします。このふれあい収集を受けるためには条件があったかと思いますが、どのような条件なのか、お尋ねいたします。

○環境対策課長

利用条件としましては、単身世帯で介護保険の要介護1以上の高齢者の方、単身世帯で身体障害者手帳の交付を受けている方、その他高齢者でごみステーションまでの距離があるなど、独力でごみ出しをすることが困難な方を対象としていますが、世帯の状況など総合的に判断してサービスの開始を行っております。

○田中裕委員

今回の予算計上では、昨年度と比較いたしまして88万9千円増額になっておりますが、この増額は、収集車の配車増なのか、この増額の理由をお尋ねいたします。

○環境対策課長

ふれあい収集事業費の増の内訳について、ご説明します。ふれあい収集は、平成30年度から3台体制で行っており、台数は変わっておりません。事業費の増加の主な要因は、これまでの実績から燃料費を令和元年度41万6千円から2年度は86万9千円、45万3千円の増で計上しています。また、収集車が初めて車検を迎えることから、修繕料を令和元年度6千円から2年度24万円、23万4千円増で計上し、全体で88万9千円の増となっています。

○田中裕委員

増額の理由は、燃料費と修繕費ということでございますが、燃料費が今のご答弁によりますと倍になっております。ということは当然、この登録者数がふえているのではないかと思いますけれども、この登録者数の推移についてどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○環境対策課長

平成30年度末で98件でしたが、平成31年度を含めます令和元年は、2月末現在で申請が97件、廃止が35件、申請取り下げ6件、却下3件で、令和2年2月末現在で純増が53件、トータル151件になっております。

○田中裕委員

53件増加ということでございますが、この事業は、直営で実施されていると思いますけれども、直営で実施する理由としてはどのようなことで直営でされているのかお尋ねいたします。

○環境対策課長

サービスを開始する前に申請や面談を行いますが、個人情報にかかわる部分が多くあり、守秘義務にかかわります。また、サービスの内容がごみの収集だけではなく、声かけや安否確認も含めた事業であり、市職員のほうが高齢者や障がい者の方が安心感を持ってサービスを受けられるものと考えております。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○守光委員

143ページ、不治療費助成事業費について、一つだけお伺いしたいと思うんですけども、この事業はとても大切な事業だと思いますけども、今回180万円ほど減額になっておりますけど、その理由をお願いいたします。

○健幸・スポーツ課長

今回の減額につきましては、その前の実績から私どもが見込んだ数字よりちょっと、申請件数が少なくなっておりましたので、その分を減額させてもらったものでございます。

○守光委員

ということは、今後もしふえれば、次年度以降はふえていくということでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

申請件数が多くなればその分ふえていくものと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

131ページの保育所費、先ほど同僚委員からも質問あった部分で、ちょっと1点だけ伺いたいことがあります。筑穂中学校の中に筑穂保育所が今度整備されるということです。中学校の子どもたちへの安全確保というのはどのようにお考えなんでしょうか。

○子育て支援課長補佐

中学校のお子さんの安全確保につきましては、学校長、それから学校職員の方と工事のスケジュール等、学校行事の関係とか、それから通学に関してとか、そういったことについて学校の先生方のご意見を踏まえまして、工事については、教育総務課のほうにも確認しながら、安全管理に努めたいというふうに考えております。

○兼本委員

これまで小中一貫校の工事のときにも、何回か事故というか、ございましたよね。絶対ないということはないと思いますので、しっかりとこのあたりは話をさせていただいて、子どもたちの安全確保をお願いいたしたいと思います。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、「第3款 民生費」から「第5款 労働費」までについて質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 14:09

再開 14:19

委員会を再開いたします。

次に、「第6款 農林水産業費」から「第9款 消防費」までの質疑を許します。初めに、質疑通告されております157ページ、農業総務費、久保白ダム土地改良区補助金について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

この久保白ダム土地改良区補助金について、お尋ねいたします。この補助金が毎年大体、昨年度が4744万7千円、4345万1千円と、毎年4千万円近いお金がかかっていると思いますが、この補助金についてお尋ねします。

○農林振興課長

この久保白ダム土地改良区の補助金につきましては、まず久保白ダムの建設に伴いまして、旧飯塚、旧穂波、桂川町の受益地に、農業生産の関係から、農業用水を供給すること目的として、昭和41年に設立された土地改良区に対する補助金となっております。その補助金につきましては、土地改良区の運営にかかる経費に対する補助、また改良区が所有します施設の維持管理に対する補助及び共同で管理しております施設の維持管理負担に対する補助となっております。

まず、土地改良区の運営に対する補助につきましては、役員の報酬、総代会への出席報酬などの経費を計上いたしております。

次に、改良区が所有しております施設の維持管理に対する補助につきましては、施設管理費として揚水機場の電気代及び管理委託料、また建設後50年近くが経過しておりまして、老朽化が顕著に出ております送水管等の補修に伴う工事費などを計上いたしております。

最後に、共同で管理しております施設の維持管理負担としまして、久保白ダム本体等の管理は、上水道、工業用水、農業用水の共同施設としていることから、久保白ダムを管理しております企業局への農業用水分の負担金として、総額経費の負担割合としまして、42.33%相当を計上しておるところでございます。

○兼本委員

そうすると、これ今、設置後50年近くが経過しているということで老朽化が進んでいて、補助金の大半が維持管理費に係る経費となっていると思いますが、送水管の布設がえ等、大幅な改修は必要ではないのでしょうか。

○農林振興課長

今質問委員が言われますように、布設がえ等の必要性は認識をいたしております。久保白ダムから笠城ダム付近までつながっておりますこの導水管の全長や各施設の規模から、想定される事業費が数十億円を超える規模となりますことから、現在行っております維持管理を継続することで、施設の長寿命化に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○委員長

次に、159ページ、農業振興費、その他の農業振興費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

農業振興費、その他の農業振興費の有害鳥獣駆除対策事業について、お尋ねいたします。有害鳥獣駆除対策として市が実施していることはわかっておりますが、有害鳥獣捕獲員の中には、有害鳥獣対策実施隊員として活動されている方々もいらっしゃると思います。この実施隊員についてお尋ねします。

○農林振興課長

飯塚市鳥獣被害対策実施隊員は、平成26年度より設置した制度となっております。嘉穂飯塚猟友会から推薦のあった市内に在住し、または在勤する方で、鳥獣害防止特措法第4条により定める被害防止計画に基づく、被害防止策の実施に積極的に取り組まれ、対象鳥獣の捕獲などを適正かつ効果的に行い、本市からの依頼に基づく実施隊活動に迅速に対応ができ、実施活動日のおおむね8割以上の日数に従事することができると見込まれた方に対しまして、実施隊員として任命をし、委嘱をしており、今年度は20名の方を任命いたしております。資料要求のほうで提出しております資料の中でも掲載しておりますけれども、実施隊員20名の平均年

齢は現在70.6歳となっておるところでございます。

○兼本委員

これ有害鳥獣を捕獲した後の対応というのは、どのようにされるのかお尋ねいたします。

○農林振興課長

捕獲の対応につきましては、捕獲員の方が捕獲した鳥獣の自家消費が一部行われておりますが、大部分については、捕獲場所での埋設処分で行われているところでございます。

○兼本委員

資料のほうにもございますように、答弁にもありましたが、今平均年齢が70.6歳ということで、捕獲員の方々の高齢化が進んでいるのではないかと思います。捕獲現場での埋設について、苦慮されている話を聞いたりも、私はしております。この点について、市のほうではどのように対応されているのか、お尋ねいたします。

○農林振興課長

質問委員がおっしゃいますように、大型のイノシシや鹿を捕獲された際には、埋設用の穴を掘ることや、運搬することに捕獲員の方々が労力を要されていることは、承知をいたしております。鳥獣捕獲を継続していく上でも、捕獲した鳥獣の埋設や運搬の労力軽減につながるような対策は必要であると認識をしておりますが、現在まで有効な対応策を確認するまでに至っていない現状がございますので、引き続きまして、駆除員の方との意見の交換、捕獲埋設状況の把握、調査研究などを行いながら、課題解決に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○兼本委員

ぜひ、私も聞くとやはり大きなイノシシとか、死んだ後に非常に重いと。重くてもしくは穴を掘るということに対して、かなりの深さを掘らなくてはいけないというようなことで、やはり年齢とともになかなかそこが難しいというような話を聞いております。ぜひ今後、こういった有害鳥獣というのがふえてくるのではないかと思いますし、この駆除のために適切に処理ができるような対策を考えていただきたいことを要望して終わります。

○委員長

同じく159ページ、農業振興費、有害鳥獣駆除対策事業費補助金について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

農業振興費、有害鳥獣駆除対策事業費補助金について、聞かせていただきます。同僚委員のほうの質問もありましたが、ちょっと違った視点で聞かせていただきます。今回、前年度と比較しますと、大きな増額となっております。380万円ですかね。まずちょっとこの内容について、お伺いします。

○農林振興課長

増額の理由としましては、2点ございます。1点目が近年、市街地での有害鳥獣の出没事案も増加していますことから、100頭分を増加しまして、捕獲見込みを1200頭で要求したことによるものでございます。2点目は、これまで協議会を組織しております自治体間で、捕獲鳥獣1頭当たりに対する補助金額が、飯塚市が7千円、嘉麻市、桂川町が1万円と交付単価に差がございました。この自治体間での補助金額の差が、捕獲員の方々の意欲の低下や、捕獲員確保に対する懸念もございましたことから、捕獲鳥獣1頭当たりに対する補助金額を、3千円増額要求として、嘉麻市、桂川町と同額の1万円にしたことによるものでございます。

○永末委員

去年も、ちょっと質問をさせていただいていまして、去年は今言われた、たしか1千頭から100頭分の予算を増額されたというふうになったと思うんですけど、今回はまたプラス100頭分に加えて、昨年要望しておりました嘉飯桂の地区鳥獣被害対策協議会の中で、やは

りちょっと差があるので、何とかこのあたりは考えていただきたいということを、前々からちょっと申し上げていまして、まあそういうところが達成されたということで、どうもありがとうございました。恐らくこの駆除される方々も、こういった予算が通れば、先ほど今課長が言われたみたいにモチベーションも上がると思いますし、いい方向に動くとは思いますが、捕獲員の方々というのは、猟友会に所属されている方と思うんですけど、猟友会の方との意見交換の状況について、ちょっとお示しいただけますか。

○農林振興課長

猟友会の方々との意見交換につきましては、協議会開催の際には、猟友会の代表の方が出席をされておりますので、その会議の際にはもちろんのことでございますが、随時、代表者の方とは懸案事項等の改善に向けた意見交換を行っているところでございます。

○永末委員

先ほど、補助金の増額というのは大きな懸案事項だったと思いますので、そこが一点解決されたというのは、いいことかと思えます。ただ、今言われたみたいに、ぜひ猟友会のほう、いろいろ抱えている問題もあるかと思えます、高齢化の問題とかですね。ですので、そのあたりの意見交換をしっかりしていただいて、加入を何とか進めていけるような形をとっていただきたいと思えます。最後お尋ねしますが、今後の駆除体制のあり方について、今考えている部分が、次年度以降ありましたらお示しいただければと思えます。

○農林振興課長

有害鳥獣駆除の方々にかかる負担が増大していることは把握しておりますので、これまでどおりの対応を、この先もずっと続けていくことは、有害鳥獣駆除対策が困難になってくるとの認識を持っており、今年度から調査研究を行っているところでございます。現在、箱わな設置後の有害鳥獣捕獲員の見回りの労力の低減を目的としまして、衝撃遠隔監視システムによる有害鳥獣駆除対策の実証実験を実施いたしております。有害鳥獣駆除員の方々が設置される鉄製の箱わな、このわなの柵の部分に、手のひら大の衝撃感知センサー取り付けまして、イノシシなどが箱わなにかかった際に、柵が降りたときの衝撃に設置したセンサーが反応しまして、メール通知やウェブ監視動画において作動表示が出た際に、有害鳥獣捕獲員の方々が、箱わなの状況を確認し、実際にイノシシ等が箱わなに入っていた際に捕獲する仕組みとなっております。通常、箱わな設置後には、有害鳥獣捕獲員が定期的な見回りを行っており、駆除活動に要する時間の大半を占めておるところでございます。このセンサーを活用することで、高齢化が進む有害鳥獣捕獲員の駆除活動にかかる労力の低減や省力化につなげていくことを目指して実施をいたしております。新年度予算につきましても、駆除活動にかかる労力の低減や省力化に引き続き取り組んでいくこととしておりまして、ICTを活用したわな管理システム導入経費を要求させていただいております。抜本的な改善というわけにはいきませんが、今後も調査研究を継続しながら、有害鳥獣駆除対策に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

○永末委員

最後に、今言われましたICTを活用したわな管理システムを要求させていただきますということですので、これは今、課長が言われたみたいに、やはり駆除活動をされる方々にとっては、かなり労力の低減につながるんじゃないかならうかと思えます。やはりわなを数カ所、山の中に設置して、その数カ所を見回るといのは、結構大変なことだと思いますので、それがやはり入ったところが特定できて、そこにピンポイントで行けるといのは、かなりの低減になっていくんじゃないかならうかと思えますので、そのあたりICTの活用になってきますので、うまく捕獲員の方と連携をとりながら、やっていただくことを要望して質問を終わります。

○委員長

次に、163ページ、農業施設費、その他の農業施設費について、吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

防災重点ため池のハザードマップ作成委託料について、お尋ねいたします。この事業は2千万円ということで、国の補助が10分の10という新規事業だと思いますけれども、今回計上されるに至った経緯を説明願います。

○農業土木課長

今回の委託料の計上は、平成30年7月豪雨で広島県を中心として32カ所のため池が決壊し、ため池下流に大きな被害を与えたことから、農林水産省内にため池対策検討チームが設置され、防災重点ため池の選定の考え方に人的被害を与えるおそれのあるため池を追加し、平成30年11月に公表されました。これを踏まえ、都道府県において防災重点ため池の再選定が行われ、それに基づきハザードマップを作成いたします。ハザードマップ作成委託は、国の農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金制度を使用し行うもので、自然災害による被害を予測し、被害範囲を地図化するものでございます。

○吉松委員

飯塚市内の防災重点ため池は323カ所と、一般質問のときにお聞きいたしました。今回、何カ所分のハザードマップの作成をなさるのでしょうか。

○農業土木課長

質問委員が言われますように、飯塚市では323カ所の防災重点ため池がございます。そのうち、今回は10カ所分のハザードマップの作成を予定しております。

○吉松委員

323カ所の防災重点ため池のうち、今回10カ所を選んだということですが、その選定理由をお願いいたします。

○農業土木課長

今回の選定につきましては、飯塚、颯田、庄内、筑穂、穂波、各地区の貯水量の多い順に2カ所ずつ選定しております。

○吉松委員

ハザードマップを作成した後、市民への周知はどのようになさるお考えでしょうか。

○農業土木課長

委託結果の公表につきましては、発注時期が県の決定通知後になりますことから、委託完了を令和2年度末と予定しており、そのため市民への通知につきましては、令和3年度の早い時期に公表を考えております。なお、公表方法につきましては、市民の方々がわかりやすい地図にしていく必要があると考えており、そこで指定避難所兼指定緊急避難場所等が掲載されておりますいくつか防災への掲載も視野に入れ、関係部署と協議を行いながら進めていきたいと思っております。また、福岡県の指導もございまして、完成したハザードマップから順次、公表していきたいと考えております。

○吉松委員

先ほど、令和2年度の調査予定が10カ所だというふうにお答えがありました。各地区から貯水量の多い順に2カ所ずつということで、5つの地区から2カ所ずつというような選定をされておりますけれども、やはり、5つの地区の中には、数の多い少ないがあるかと思っておりますけれども、それを一律に2カ所ということではなくて、全部をひっくるめた上で、貯水量の多い順から選定するとか、そういうことがこの事業に沿った選定ではないかと思っておりますけれども、次年度以降、選定方法といいますか、事業計画についてお伺いいたします。

○農業土木課長

質問委員が言われますとおり、貯水量の多い順に選定することも、防災重点ため池ハザードマップを作成するに当たり、重要な要素の一つであります。それと同様に、農業用ため池の管理及び保全に関する法律では、地域住民の方々に被害の危険性や避難方法等の防災意識を醸成

することや理解の促進、向上を図ることも重要としており、令和2年度は、この事業の初年度でありますことから、広報の意味合いもあり、各地区2カ所ずつとしております。今後の計画につきましては、長寿命化計画の方針、総貯水量、被害エリア、地域要望などを総合的に判断を行い、次年度以降の計画を関係部署と協議を図りながら、本事業を進めてまいりたいと思っております。

○吉松委員

しっかりとした事業計画に基づいて、本事業を進めていただきたいと思います。最後にホームページ等に記載される際は、ため池自体の危険性を、これは言っているのではなくて、あくまでもため池と家屋等の距離関係や貯水量のことについて述べている旨の内容を市民にお知らせ願いたいと思います。これは危ないといういたずらに危険性をあおるといようなハザードマップにならないようにしていただくように要望いたします。これで質問を終わります。

○委員長

次に、166ページ、林業振興費、森林整備事業費について、平山委員に質疑を許します。

○平山委員

簡潔に質問しますので、よろしく願いいたします。森林整備の推進について、お尋ねいたします。森林整備については、国や県のさまざまな支援策を活用しながら推進されていることは把握しておりますが、令和元年度より地方自治体へ譲与の開始された森林環境譲与税での有効活用が効果的であると考えております。まず、この森林環境譲与税について、説明をお願いいたします。

○農林振興課長

国の定めました温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月29日に公布されました森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴いまして、国から自治体へ譲与されるものが森林環境譲与税となります。この譲与税につきましては、令和元年度より国から市町村及び都道府県に対して毎年譲与されるもので譲与額につきましては、市町村の民有林の人工林面積、林業従事者数、人口基準として算出されております。令和2年度の本市への譲与額につきましては、福岡県の試算によりますが、2237万6千円を計上いたしております。なお、本市におきましては、この森林環境譲与税の運用を図り、森林の整備やその促進に関する施策の財源に充てていくために、9月の定例会において関連議案を上程いたしまして、飯塚市森林整備基金条例を制定いたしております。

○平山委員

森林整備基金の使途については、飯塚市ではどのように決定されているのかお尋ねします。

○農林振興課長

本市では、森林環境譲与税創設の目的となっております森林吸収源対策として効果が高い間伐などの森林整備や、放置竹林対策を初めとした事業に活用していくこととしております。福岡県の策定した森林環境譲与税ガイドラインに示されております活用方針に沿った形で有効活用できるように市民の方々を対象とした使途についての意見募集や、庁内の各課に対する具体的使途の有無についての紹介を行いまして、提出された意見などを総合的に判断しながら、より地域の実情に即した使途を決定しているところでございます。

○平山委員

里山が荒廃し、荒廃森林が増加していることが市街地に有害鳥獣が出没する要因ではないかと私は思っております。その中で、この修繕費40万円、作業機械購入費176万2千円の内容と、現在、市内には里山林保全や竹林整備等を目的として活動している市民団体があると把握しておりますが、把握されておりますか。

○農林振興課長

今言われました予算につきましては、まず大きなもので言いますと、先ほどの市民意見募集の中で関係団体の方から意見がありました分、竹林の整備をする中で竹の粉碎機、こういったものがあれば、自分たちの活動がよりよいものになるんじゃないかという意見がございましたので、令和2年度におきまして、その機械を購入しようということで、軽トラックに乗るサイズの竹粉碎機を購入する費用をあげております。それと、あと一つ40万円の修繕費等につきましては、やはり竹林整備をする中で、竹がかとうございますので、これを粉碎しようと思いますと、どうしても粉碎する歯のほうに負担がかかってまいりますので、歯のほうのメンテナンスといいますか、そういった費用のほうで対応したいということで、計上いたしております。また、里山保全や森林整備を目的として活動している団体ということでございますけれども、把握している部分で申し上げますと、現在、市内におきましては、里山林の保全、竹林整備などを目的として、3つの団体が活動されております。また次年度、令和2年度には、団体の設立に向けて準備を進めているグループが1つございます。先ほど質問委員がおっしゃいましたように、里山の荒廃や竹林の増加が、有害鳥獣の出没件数の増加を初めとした諸問題の原因の一つであると考えております。地域の実情に即した森林整備施策の必要性を感じております。今後とも、こういった形の予算の出動をしながら竹林整備並びに荒廃森林の整備に対して取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○平山委員

今後、やっぱりこういう市民の団体が1つでもふえますように、森林環境譲与税については、森林整備等に要する経費として毎年国からの譲与は決定していますので、市民団体が実施しております地域における竹林整備等につきましては、行政の義務を補完するものでありますので、ぜひともアンケートにおいて、集められた意見を反映した事業を実施していただき、市民の思いを具現化できるように努めていただきますようお願いして、この質問を終わりたいと思います。

○委員長

次に、「7款 商工費」、169ページ、商工業振興費、商工業振興事業費について、吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

今回新規事業として、筑前茜染活用事業という項目が上がってございました。この項目を見て心躍ったわけですが、筑前茜染活用事業の目的について、お尋ねいたします。

○商工観光課長

日本の国旗制定のもととなった日の丸を日本で初めて染めた筑前茜染めは、昭和初期にその技術が途絶え、昭和56年に地域興しの一環として復活し、平成20年ごろまで筑穂の山口地区の茜染保存会を中心に、茜染めのハンカチ、ネクタイなどの特産品の開発を行っておられたところでございます。染色技術の継承とともに、原料のアカネ草の根の採取等がありまして、また、最近では自生のアカネ草が希少となったことから、染色に必要な根の確保が困難になりまして、再びその技法の伝承が現在途絶えている状況でございます。そこで、日の丸の発祥である筑前茜染めをリスタートさせ、その技術の継承とあかね色に染めた商品により、飯塚市の「茜統一ブランド」をつくり出すことを目的として、本事業の計画に至ったところでございます。

○吉松委員

次に、筑前茜染活用事業の内容についてお尋ねいたします。

○商工観光課長

本事業の実施には、染色技術の確保や技術者の養成もさることながら、アカネ草の育成と栽培に携わる人員の確保など、アカネ草の育成や栽培方法に携わる地域住民の協力体制、この構築が必要になってきます。まずは、従前取り組んでおられた「茜染保存会」の方々を含む協議

会等の設置を行い、地域伝統文化勉強会や茜染めの育成、染めもの体験による知識習得、さらにはパイロット製品等の作成及び商品開発等のニーズ意向調査などを行い、持続可能な事業実施になるよう計画し、今後取り組んでまいりたいと考えております。

○吉松委員

日の丸の旗は、安政元年、1854年に薩摩藩士の島津斉彬氏が、この頃は外国船が日本沿岸に出没するようになりまして、外国船と日本の船の区別がつくようにということで、日の丸の旗を考案されたわけですが、その日の丸の旗を染めるに当たって、薩摩藩と姻戚関係にあった黒田藩の秘伝の筑前茜染めというのを、島津斉彬氏から頼まれて、筑前茜染めをしたというのが日の丸の発祥でございます。その発祥というのは、飯塚市の山口には今石碑も立っています。それから、サンビレッジ茜もこれに由来したところでございますということで、こういう歴史というものは幾らお金を払っても買うわけはいかんのですよね。その宝物を飯塚が持っている、ゆえに、このプロジェクトは、しっかりと計画を立てて、ぜひ、成功させていただきたいと思っております。

○委員長

次に、同じく商工業振興事業費について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武委員

今茜染めに関しまして、同僚委員から大体ご質問がありましたので、私のほうから1点だけ、私も予算を見まして、茜染めと見まして私もちょっとネットで調べました。日の丸発祥の地ということで、これがやっぱり衰退すると大変困るなと思っておりました。技術の継承も難しいのかもしれないんですが、これをうまくやっぱり一つの飯塚の観光メッカにすれば、旧伊藤伝右衛門邸とか嘉徳劇場とかありますけども、筑前茜染めを何とか、多分時間と労力と予算もかかるんでしょうが、ぜひ、私からも熱いエールを送りたいと思っておりますので、頑張ってください。よろしくします。

○委員長

次に、173ページ、商工業振興費、海外経済交流推進事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

173ページ、海外経済交流推進事業費について、お尋ねいたします。このベイエリア構想に関しまして、今回304万4千円、予算要求がありますが、これはどのようなことをされるのでしょうか。

○国際政策課長

ベイエリア構想、この事業概要につきましては、本市が姉妹都市協定を締結しております、アメリカカリフォルニア州のサニーベール市を含めたアメリカ西海岸、サンフランシスコ湾の周辺の土地と姉妹都市協定を締結している日本国内の自治体との連携を図り、自治体単体、企業単体では実現が難しい経済交流を促進するために、海外販路拡大や企業進出などの経済交流実現に向けた自治体間連携の協議会を設置して取り組んでいくことを目的とした事業でございます。

○兼本委員

予算要求の内容を伺ったのですが。

○国際政策課長

ベイエリアの予算要求内容につきましては、国内の自治体との連携に向け、市の特産品などの海外販路拡大の可能性について、サニーベール商工会議所、現地企業などとの市場調査に関するための予算といたしまして、国内における自治体間協議や外務省との関係機関との協議を行うための国内旅費34万7千円、サニーベール市を訪問して市場調査などを行うための外国旅費158万4千円などを予算計上いたしております。

○兼本委員

今回はサニーベールの現地との間に、市の特産品などの海外販路の拡大の可能性があるかどうかということの調査ということですが、これは具体的にはどのようなことを行う予定なんでしょう。

○国際政策課長

サニーベール市に赴きまして、アメリカのほうのサニーベール市の関係者、あるいは、福岡県のサンフランシスコ事務所、現地のバイヤー等と飯塚市の特産品、こういったものの市場の可能性について調査を行う予定といたしております。

○兼本委員

飯塚市の特産品というと、こういったものをお考えなんですか。

○国際政策課長

今、検討しているものの内容といたしましては、お菓子、あるいは日本酒、そういった飯塚市の特産品を検討しているところでございます。

○委員長

次に、174ページ、商工業振興費、飯塚地域雇用創造協議会負担金について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

負担金を交付する先の飯塚地域雇用創造協議会の概要について、まずお聞かせください。

○産学振興課長

飯塚地域雇用創造協議会につきましては、昨年8月に厚生労働省委託事業といたしまして採択を受け、10月から事業を開始しております飯塚地域雇用活性化推進事業の実施主体となる団体でございます。構成団体は、飯塚市、飯塚商工会議所、飯塚市商工会、社団法人嘉飯桂産業振興協議会、株式会社福岡ソフトウェアセンター、NPO法人住学協同機構筑豊地域づくりセンターで、事務局は飯塚市が担い、事業推進員2名を協議会に配置しております。

○江口委員

事業内容はどのような形になりますか。

○産学振興課長

協議会の事業内容、飯塚地域雇用活性化推進事業につきましては、製造業、小売業の事業所の魅力向上と事業拡大、求職者の人材育成をIT情報技術の活用により実施するもので、大学や関係機関との連携のもと、各種講習会や就職相談会を計画しております。負担金の内訳につきまして、負担金3587万4千円の内訳につきましては、協議会の管理費が人件費を含めまして978万4千円、事業費のうち、求人向けの事業所の魅力向上、事業拡大の取り組みが637万4千円、求職者向けの人材育成の取り組みが1183万7千円、求人と求職者のマッチングを図る就職促進の取り組みが461万8千円と消費税326万1千円となります。

○江口委員

雇用創造とうたっているわけです。10月からスタートしておよそ半年ぐらいがたつわけですが、成果としてはどのようになっておりますでしょうか。

○産学振興課長

令和元年度につきましては、厚生労働省委託事業の定めによりまして、10月からの事業開始となり、12月までは協議会の立ち上げ、それから事業内容の組み立てを行いまして、1月から事業の周知、2月、3月に講習会等の事業を集中的に行っております。求人向け求職者のITスキルの向上をといた講習会、それぞれ実施はしたところでございますが、3月下旬に予定しておりました、就職促進の取り組み、特に合同会社説明会や大学生を対象とした就職相談会などの就職促進の取り組みにつきましては、今回の新型コロナウイルスの影響により、中止となることを現在、厚生労働省のほうと協議をしております。そういったことで、今年度

の成果につきましては、限定的であると考えておりますが、来年度事業につきましては、4月までに事業成果を取りまとめ、効果的な実施につなげてまいりたいと考えております。

○委員長

次に、175ページ、観光費、観光振興事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

広域観光事業費、これはどのような事業なのかお示してください。

○商工観光課長

追加で提出しております資料49ページをごらんいただきながら、説明させていただきます。嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョンに基づきまして、飯塚市、嘉麻市、桂川町が連携しまして、新たな広域観光ルートを構築し、国内外の観光客旅行会社へのPR活動を行うことにより、インバウンドの推進等、圏域外から誘客促進に取り組み、地域経済の活性化を図るとともに、地域の魅力を認知してもらおう好機となり、今後の交流人口の増加も期待できる事業と考えて実施しております。なお、今年度につきましては、広域観光ルートは既に新規5ルートを作成し、また来年度につきましては、その拡充、あわせまして、首都圏、関西圏の旅行会社等へのPR活動、観光ボランティアの育成に取り組むこととしております。

○兼本委員

これは、今回の事業は嘉飯圏域でされるということなんですけども、今後の交流人口の増加が期待できるという形になると、かなりの観光客の誘致というのが必要になるんじゃないかというふうに思います。この広域観光振興事業というのは、嘉飯圏域のみでお考えなんですか。

○商工観光課長

現在のところ、戦略的広域観光事業に関する協定というものを、飯塚市、嘉麻市、桂川町で結んでおまして、現在のところ、この協定に基づく嘉飯圏域の部分で事業を進めさせていただいております。

○兼本委員

1カ月ぐらいほど前に、世界遺産の関係で飯塚市もゴールドトライアングルの中に入るんだよというような形の話聞いたことあるんですけども、そういった意味で福津市とか、そういったところは世界遺産の関係で観光客は多いわけですから、そういうところと、今後、組むというようなことのお考えは今のところはないということですかね。

○商工観光課長

この事業につきましては、あくまでも嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン、こちらに基づく事業でございます。今質問者がおっしゃいます事業につきましては、別の形で進めさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○兼本委員

わかりました。では、この事業の委託先はどのようになるのでしょうか。

○商工観光課長

この事業でございますけれども、本年度につきましては、飯塚観光協会、こちらに補助金として支出させていただき、その負担は飯塚市と嘉麻市と桂川町が合わせた形で負担をしております。しかしながら、来年度、外出しというふうな形で委託というふうな形にさせていただくことで、観光協会は、取り組んでおることから、その一つの事業体というふうな形の部分の位置づけであります。他の事業者も含めて、委託先はまだ決定していないところでございます。

○兼本委員

飯塚、嘉麻、桂川の観光ルートということになると、かなり幅広くなると思います。これは今、観光協会が今回は今取り組んでいるということですよ。これをやはり観光客が回りやすいような形のルートの設定であるとか、またあと、お土産等の設定であるとか、先日も私、一

般質問しましたが、通過型でなく滞在型になるような観光ルートの設定とか、そういったものも、ぜひちょっとお考えいただいて、飯塚市が潤いのあるまちになるように、この事業を行っていただきたいと思います。以上要望で終わります。

○委員長

次に、同じく、広域観光振興事業費について、守光委員に質疑を許します。取り下げますか。はい。次に、176ページ、観光費、飯塚観光協会補助金について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

今回、飯塚観光協会のほうに、791万円の予算が減というふうになっておりますが、この理由についてお尋ねいたします。

○商工観光課長

飯塚観光協会補助金の減の理由でございますけれども、大きく2つの要因がございます。まず、事務運営補助としまして、人件費についての見直しを行ったところでございます。もう一つが、先ほど答弁しました広域観光事業の補助金から委託費への移行による減額でございます。合わせまして791万円の減額でございます。1つ目の事業運営補助金の見直しにつきましては、令和元年度は4名分の人件費補助を行い、飯塚市観光事業の振興、活性化を図り、新たな観光資源の発掘や施設整備、運営、物産の開発やその普及、地域の文化、構成及び経済の発展向上に寄与することを目的として、補助を行ってまいりました。令和2年度につきましては、補助事業の目的は変わりませんが、飯塚観光協会が法人化となり、一般社団法人となりましたことから、自走による観光協会の事業展開の人件費の捻出などを鑑み、3名分の人件費補助に見直したところでございます。続きまして2点目の広域観光事業の補助につきましては、先ほど答弁させていただいたもので、この委託費のほうに振りかえたところによる減額というふうな形でございます。

○兼本委員

今答弁いただきました1番目の分で、飯塚観光協会の法人化し、一般社団法人となったということなんですが、一般社団法人になったという理由というのは、どういった理由なのでしょう。

○商工観光課長

先ほど答弁の中で、自走というふうな形を含めていろいろな営業活動を行い、いわゆる事業の拡充を目的とした形で、この一般社団法人化というふうな形をとっていただいたというところになります。ただ、令和元年度に法人化になったばかりでございますので、まだ、飯塚市からの支援は、ある程度、一定期間は必要だというふうに考えているところでございます。

○兼本委員

そうすると、将来的にはもう一般社団法人で自走ということで、自分のところで稼いで独立をして飯塚市としては将来的にはもう援助等はしないというような考えでよろしいですかね。

○商工観光課長

今私も理想を申し上げましたけれども、やはり当分の間は、自走でいくというのは困難だろうとは思いますが。ただ、これは自走に向けて、飯塚市も支援しながら、現在の段階では、支援を行っていききたいというふうな考えでございます。

○委員長

次に、177ページ、観光費、観光施設管理運営事業費について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

177ページ、観光費、観光施設管理運営事業費、いづつかスポーツ・リゾート管理費についてお聞きいたします。予算計上の中身について、ご説明いただけますか。

○商工観光課長

計上の中身でございますが、大きく5点ございます。1点目が、テニスコートやテニスコートの附帯施設、こちらもいづかスポーツ・リゾートの指定管理の枠の中に入っております、これを含む関連施設の維持補修費の見込みとして80万円。次に、いづかスポーツ・リゾート開館式典等の負担金として90万円。また、3点目としまして、いづかスポーツ・リゾートの排水放流先である高尾池の水質の変化を調査する費用として、従前から、旧筑豊ハイツからの排水と高尾池におけるアオコ発生の因果関係が問われておりましたので、新施設からの排水を調査するための水質調査等委託料として、45万6千円。次に、アオコが発生した場合の対策として、アオコの外部流出を防ぐための器具購入費で132万円。最後に、その器具の設置及び撤去手数料として、59万4千円というふうな形になっております。

○江口委員

今の説明では、筑豊ハイツの建てかえをしていづかスポーツ・リゾートが建つ、もうほとんど目の前となっているわけですが、それに関しての維持補修ではないよということですよ。それを聞いて安心しました。ただ1点、開館式典の負担金というふうな形で90万円計上してあります。この理由についてお聞かせください。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

開会式負担金の概要につきまして、ご説明いたします。筑豊ハイツ再整備事業に伴いまして、庄内温泉筑豊ハイツにかわる新施設いづかスポーツ・リゾートが今月完成予定でございます。令和2年4月にオープンする予定となっております、本施設のオープンに合わせまして、オープニングセレモニーを計画しております。セレモニーにつきましては、新施設の指定管理者であります株式会社ソニックススポーツとの共催で竣工記念式典や新施設の内覧会、テニスを通じた記念イベント等を開催する予定としており、当該費用の半分を市が負担することといたしております。

○江口委員

といっても、90万円は結構大きいと思うわけですよ、いろんな施設をオープニングするときに、これまでの金額をかけた例はそうそうないんだと思うんです。片やこれは指定管理で、基本的に先方さんに運営をずっと担っていただくわけですよ。それに関して、市の税金から半分を負担するというのは、いかがなものかと思うわけです。90万円の内訳というのはどういうふうなものかは、当然のことながらお聞きしておられますよね。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

負担金90万円につきましては、主に消耗品等に係る事務経費と、記念品、記念式典開催にかかる会場設営などの運営経費となっております。また共催するところにつきましては、民間活力を活用いたしまして、今回のDBO方式で事業者を募集いたしております。今後20年にわたり、指定管理者が施設の管理運営を実質してもらうことから、設置者と飯塚市とで事業費の半分の積算に基づきまして、共催し、負担をすることを協議していただいております。

○江口委員

それでも、妥当なのかどうなのかというのは疑問符が、頭の中をめぐってやまないわけですが、他方で、今新型コロナという話の中で、やる、やらないという話は当然のことながら上がっていると思うんです。これについては、予定どおりやるというふうな形なんですか。それとも、いやもうこの時期なんで、取りやめようよという話があるのかどうか、その点はいかがですか。

○都市施設整備推進室主幹（総務担当）

コロナウイルスの感染拡大の状況でも、今後検討の含みがありますけれども、現時点では先行きが不透明な状況ではありますが、開催の方向で調整していきたいと考えております。開催時の対策としましては、アルコール消毒液の設置やマスクの着用の上での開催、また感染拡大が懸

念される場合は、セレモニーの内容を見直しまして、規模を縮小するなり、短時間での開催を検討したいと考えております。また今後の動向次第ではセレモニーの延期や中止も検討する必要があるかとは考えております。

○江口委員

今後の動向のいかんにかかわらず、この分に関しては、縮小もしくは、市からの公金の支出の取りやめというのを検討すべきだと述べて終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 16

再開 15 : 26

委員会を再開いたします。次に、「8款 土木費」、178ページ、土木総務費、定住化促進事業費について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武委員

土木総務費、定住化促進事業費についてご質問します。定住化促進事業費9011万2千円、それから住宅取得移住奨励補助金4500万円について質問します。この住宅取得移住奨励補助金の事業概要をよろしくお願いします。

○住宅政策課長

まずは、住宅取得移住奨励補助金の制度の説明をさせていただきます。制度の名称は、住宅取得奨励補助金として、仮称でございますが、「飯塚市筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金」としております。本制度は、第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、筑豊地域外から本市への移住、定住を図るためとしており、本市に住宅を新築及び新築建て売り住宅購入または中古住宅を購入、取得した移住者を対象とし、奨励金を交付する制度でございます。期間につきましては、令和2年度から令和4年度までの3年間の限定制度としております。補助対象者は、筑豊圏域外からの移住者であること、本市に転入前の3年間は筑豊地域外に居住されていること、本市の転入後3年までに新築及び新築建て売り住宅購入または中古住宅の購入契約をされることなどを要件としております。補助額は、基本額を100万円とし、世帯員に15歳以下の子どもが含まれる場合は、子育て加算といたしまして1名につき10万円の加算を設けております。上限額は、住宅の取得に要する費用といたしてしております。

○田中武委員

それでは、対象者を筑豊圏域外にした理由をよろしくお願いします。

○住宅政策課長

先ほどの説明と重複いたしますが、本制度は第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく制度でございます。近年の人口移動の状況を分析いたしますと、福岡都市圏及び東京圏からの転入者が少ない状況となっております。また、県内の福岡、北九州、筑豊、筑後の4地域の人口移動の状況を分析いたしますと、筑豊地域外からの転入者が少ない状況となっております。対象者を筑豊地域外とした制度を創設することで、圏域や地域を越えて、本市を移住先の候補として選択していただけるよう働きかける制度としております。

○田中武委員

福岡を4つ、福岡地区、筑後地区、また筑豊地区、そして北九州地区と分けて、地区外から入ってこられる人に援助したいということですね。了解しました。本制度を市民に対してどのように周知していくのか、また、筑豊圏域外にどのような形で周知を行おうとしているのか、お考えをお願いします。

○住宅政策課長

市民の方は、市報、ホームページでの周知を考えており、市内で分譲を行っているハウスメーカーに対しての周知も実施する予定としております。また、筑豊地域外の方は、移住、定

住のパンフレットへの掲載や、市外の住宅展示場や移住PRイベント等における周知、宅建協会への周知等を考えております。

○田中武委員

筑豊圏域外を助成対象とされていますが、本市に居住されておられる親族等の方々がこの制度を利用されることも十分考えられます。市報、それから市のホームページ以外でも、さまざまな周知方法を考えていただきたい。この本制度を広く知っていただくよう、PRをしていただくよう要望しまして、この質問を終わりたいというふうに思います。

○委員長

次に、181ページ、道路橋りょう維持費、橋りょう長寿命化事業費について、田中裕二委員に質疑を許します。

○田中裕委員

181ページ、橋りょう長寿命化事業費についてお尋ねをいたします。委員長から内容は聞くなということですので、私のほうからざっくり内容を少し話させていただいて、質問に移らせていただきます。

飯塚市が管理している橋りょうは624橋ございまして、この624橋の予防的保全を目的とする計画的な補修や橋りょうのかけかえなどを行う事業でございまして。また平成26年7月1日に施行されました道路法施行規則の一部を改正する省令によりまして、5年に1回の隣接目視点検が義務づけられており、定期的な橋りょうの点検も行っていると、このような事業でございまして、この事業の計画がどのようになっているのかお尋ねいたします。

○土木管理課長

橋りょう長寿命化計画につきましては、令和元年度で実施しております2度目の長寿命化策定計画をもとに、社会資本総合交付金を活用し、目視点検の結果を踏まえ、補修の優先順位をつけて、補修工事、補修工事の実施設計委託、定期点検を行うこととしております。

○田中裕委員

それでは、今回計上されております道路橋定期点検業務委託料1500万円の内訳、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○土木管理課長

飯塚市管理の624橋につきましては、先ほど委員も申されましたように、5年で全ての橋りょうを点検することとなっておりますので、1年間で約120橋の点検を実施する費用となっております。

○田中裕委員

1年間で約120橋の点検を実施するということですが、その点検を行った結果、補修等が必要でない橋や、逆に早急に対策が必要となる橋もあると思われまして。点検の結果によっては、優先順位は当然変更もあり得ると思われましていかがでしょうか。

○土木管理課長

点検結果で早期に対策を講じなければならないと判定された橋りょうにつきましては、補修の優先順位を変更し、対応することとしております。

○田中裕委員

橋の崩壊は大きな被害をもたらしますので、しっかりと点検をしていただき、また早急な補修等が必要な橋につきましては、早急に対応していただきますようお願いをいたします。

○委員長

次に、同じく181ページ、道路橋りょう維持費、その他の道路橋りょう維持費について、田中裕二委員に質疑を許します。

○田中裕委員

今の橋と同じような質問になりますけれども、181ページ、その他の道路橋りょう維持費、

3億7143万6千円についてお尋ねをいたします。昨年6月の一般質問の中で、道路路面下についての調査をお願いいたしました。一遍されたんですけど、しばらくは今、とまっている状況でございます。この調査の再開と計画的な実施の検討をお願いいたしました。検討がなされ、予算に反映されているのかお尋ねをいたします。

○土木管理課長

空洞化調査につきましては、陥没事故等を未然に防止することを目的として行う調査であることから、調査実施に向け検討を進めてまいりましたが、多数の道路において、路面劣化に伴う補修が必要な状況となっておりますので、令和2年度の当初予算では、空洞化調査の予算ではなく、道路の維持補修費を計上しております。しかしながら、空洞化調査は市民の安全安心に直結するものでありますので、今後も継続して検討していきたいと考えております。

○田中裕委員

今年度の予算には、空洞調査に回す予算がなかったということでございますが、路面下の空洞というのは目視で発見することは不可能でございます。だからこそ、機器を使っての発見が必要でございます。特に、市役所本庁とのがみプレジデントホテルの間の道、これは市道でございますね。交通量が非常に多い。また、橋にも空洞はございます。ある場合があります。徳前大橋、市道ですね。そういうところもございます。そういったふうに交通量の多い市道に関しては、ぜひとも空洞化調査を実施していただく必要があると思いますので、しっかりと継続して検討させていただくという答弁でございましたので、しっかりと検討をして、実施をしていただきますように要望いたします。

○委員長

次に、185ページ、河川維持費、排水機場管理運営事業費について、川上委員に質疑を許します。

○川上委員

排水機と水門の操作についてお尋ねします。庄司川排水機場操作要領が昨年4月、改定されました。洪水時のポンプの運転停止、水門を含む操作方法の特例について、地元住民の多くはその重大性を知らされていません。操作方法の特例第9条の説明を求めます。

○土木管理課長

庄司川排水機場におきます操作要領の中にあります操作方法の特例第9条について読みます。事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前2条に規定する方法以外の方法により、排水機場を操作することができるものとするとなっております。

○川上委員

続けて通知、第10条があります。説明を求めます。

○土木管理課長

通知、第10条につきましては、排水機場を操作することにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、所長の定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとするとなっております。

○川上委員

第9条にある前2条に規定する方法以外の方法の選択肢には、水門開放は含まれないのか確認します。

○土木管理課長

遠賀川河川事務所のほうに一応確認をしたところ、水門の開放はないということでありました。

○川上委員

第10条にある公共の利害に重大な影響を生じると認められるときは、との文言がありますが、これには住民の命にかかわることを含んでいるのかお尋ねします。

○土木管理課長

住民の命にかかわる事が含まれていると思います。

○川上委員

さらに、水門開放による柳橋を初めとする幸袋での重大浸水を含むかお尋ねします。

○土木管理課長

柳橋と幸袋の浸水に関することについて——

○川上委員

先ほどの10条のくだりですよ。公共の利害のところ、利と害ね。水門開放による柳橋を初めとする幸袋での重大浸水を含むのかと聞いたわけです。

○土木管理課長

水門のほうは開けることはないと考えております。

○委員長

いや、じゃなくて——、

○土木管理課長

この10条についても、柳橋の浸水を含むものではないと考えております。水門を開けるような操作があるということではないと考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:44

再 開 15:49

委員会を再開いたします。

○都市建設部長

第10条でありますけれども、この部分については、先ほど質問委員が言われました幸袋庄司地区、そこが越水している場合についても含みます。

○川上委員

先ほどから、水門を開けないんだというふうに、遠賀川河川事務所が言っているということをはっきりと明言されました。そうであれば、新年度委託が3月いっぱいにはやると思うんだけれど、市内の排水機場について、この際、遠賀川河川事務所に対し、洪水時に水門開放はいかなる場合もしないんだということを改定操作要領に明確に、明文で書き込むこと。もう一つは、別途に確認書を提出してもらうこと、この2点を求める考えはないか、お尋ねします。

○土木管理課長

水門を開けないことにつきましては、私が、口頭で確認したところでありまして、それを文章に明文化するという事になると、ちょっとまた協議が必要だと思っておりますので、申し入れをしていきたいと思っております。

○委員長

次に、186ページ、河川維持費、その他の河川維持費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

186ページ、その他の河川維持費、河川維持管理費についてお尋ねいたします。この河川維持管理費は各所の維持修繕工事が主なものであると思っておりますが、それでは災害により、被害が発生した河川の復旧といったものは、どのように行っているのでしょうか。

○土木管理課長

災害が発生した際は、職員による河川パトロールや市民からの通報等により被災した河川の特定を行い、早急に対応する必要がある河川につきましては、補正予算の要求を行った上で、災害復旧工事により、河川機能の回復を行っております。しかしながら、全ての災害箇所を把

握については、十分に行ってはおりますが、確認漏れ等により月日が経過して、災害が発見される場合もあります。そのようなときには、各所維持修繕工事により、河川機能の回復を行っております。

○兼本委員

今補正予算の要求を行った上で、災害復旧工事により河川機能の回復を行われているということでした。実際に一昨年の水害の後、そのままになっている場所とかもまだあります。これから出水期を迎えるところに当たって、やっぱり近隣の方々が非常に心配している場所もありますので、再度、パトロールのほう、漏れがないということは、ちょっと無理なのかもしれませんけれども、どこに、例えば住民の方が通報したらいいのかとかいう形のをわかりやすく、連絡先とかがわかりやすくできるような体制等をつくっていただいたほうが、いいんじゃないかというふうに私は思っていますので、そういう通報ができる場所とかのわかりやすい案内等を行っていただきたいということと、そういう場所が発見された場合には、早急に回復を行っていただきたいということを要望いたしまして、終わります。

○委員長

次に、192ページ、公園費、公園施設長寿命化事業費について永末委員に質疑を許します。

○永末委員

この質問については取り下げさせていただきます。

○委員長

次に、同じく192ページ、公園費、相田公園整備事業費について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

192ページ、相田公園整備事業費についてお聞きします。まずは事業内容をお伺いします。

○都市計画課長

相田公園に相田公営住宅を建設するため、現在の相田公園の北側に位置する相田住宅地跡地約4800平方メートルに都市公園として整備を行うものであります。事業内容は、実施設計委託費343万6千円と、整備工事といたしまして、排水溝285メートル、遊戯施設工の滑り台、ブランコ、鉄棒、フェンス111.5メートルの5640万円を予定しております。

○守光委員

今後のスケジュールについて、お伺いいたします。

○都市計画課長

令和2年度に、実施設計委託と公園整備工事を実施し、令和3年4月に供用開始の予定になっております。また、現在の相田公園については、令和3年度から造成に入る予定になるものと聞いております。

○委員長

193ページ、下水道費、浸水対策事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

193ページ、徳前南排水ポンプ場新設事業費についてお尋ねいたします。今回、各所調査設計委託料として990万円が計上されていますが、これはどのような調査をされるようになっているのでしょうか。

○土木建設課長

各所調査設計委託料の内容につきましては、徳前・堀池地区の浸水対策を考える上で必要となる流量の解析及び事業計画の検討を行うものでございます。

○兼本委員

それでは、今後の事業計画についてどのような計画を持っていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○土木建設課長

徳前南排水ポンプ場の事業計画につきましては、令和2年度の調査設計委託での流量解析等の結果をもとに、令和3年度より河川管理者との排水量、排水方法の検討、協議を行っていく計画でございます。

○委員長

次に、195ページ、住宅管理費、その他の住宅管理費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

空き家募集についてです。同和対策事業でつくられた市営住宅330戸は、時限立法の関係法が繰り返し延長され、ついに2001年度をもって終了し、その管理について、国が一般施策に移行すべきであると通知した後も、本市では18年にわたり一般公募をせず、補助金団体である部落解放同盟に推薦を受けた場合に、入居を認める方式を続けています。そのために、部落解放同盟に特別会費を納入し入居するケースがあり、矛盾が生じていないか、住宅政策課、市としては承知しているかお尋ねします。

○住宅政策課長

今委員が言われております国の施策につきましては、平成13年度末をもって終了のこととなっております。歴然として住宅に係る地域の実情や施策ニーズがある場合には、平成14年度以降についても一般対策により対応するものであることという国からの通知を踏まえて、取り扱っているところでございます。この件に関しまして、本市の顧問弁護士に相談しましたところ、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に係る法律は、平成14年3月末に失効しており、ある程度期間が経過しているが、市の住宅事情等を聞いたところの考え方としては、当面は今のままの取り扱いで問題がないと思う。今後、社会情勢上も考慮した上で必要時には検討されたいとのご意見をいただいております。そのことによって、今現在の取り扱いについては、適正なものと考えております。

○川上委員

国の通知は、住宅に欠ける、困る、困窮する方々をその事情に応じて手当てしていく必要は認めるといことですよ。そのことと飯塚市が管理すべき市営住宅、空き家募集の責任を一手に部落解放同盟及び同和会に投げ渡して、推薦があるものに限り入居を認めてよいと、そういうことは、国は通知していない。今の弁護士の見解についても、あなた方が、今私たちがやっている方法について、法が許すでしょうかという話をするから、そのときに部落解放同盟及び同和会の推薦があるものに限り、入居を認めているということについて、普通の弁護士が認めるはずがない。この事態を打開するために、一方では市が管理責任を放棄している。しかし、現実に優先入居を認めなければならない事情がある方々もある。これについて、例えば福岡県はどうしていますか。ポイント制だとか、さまざまな工夫をして、個別事情に応じた対策をとっているじゃないですか。どの団体に所属してしようと、どこに住んでしようと、住宅に困窮する実情に沿ってのみ対応していますよ。その点を踏まえて、私、昨年3月に片峯市長に提案していますよ。昨年3月議会で、日本共産党として私は次の提案を行いました。一つは、公営住宅法と本市の住宅条例からの逸脱を打開するためには、これらの住宅を対象にした一般公募を、基準を定めて開始する、第1です。第2は、条例と規則に規定のある優先入居については、市長が必要だと認める特別の事情に該当する場合は、どの団体及び個人の推薦があろうとなかろうと、当事者の申請により入居を認める基準を明確にすること。覚えているでしょう。これに対して、あなた方の答弁は、関係団体と協議を行うということでした。ここでいう関係団体が補助金をたっぷりもらっている部落解放同盟であるならば、どういう協議をしたのか、お尋ねしたいし、さらに1年が経過したわけですから、いつから一般公募を行うか、お尋ねします。

○住宅政策課長

今委員が言われました1つ目、2つ目についての回答をさせていただきます。1つ目の提案等につきましては、先ほどと同じ答弁になりますけど、関係団体との協議というのが、継続してお願いにまいっております。これは都市建設部、私を初め、部長、次長のほうも一緒に行っていたら、一般入居の対応というのをお願いはしております。2つ目の提案につきましては、あくまでも例外規定でございますので、明確な基準を設けることは難しいと考えております。他の自治体の取り扱い等を今後整理しながら調査研究し、対応を考えていきたいと思っております。

○川上委員

片峯市長、飯塚市がどれほどこの部落解放同盟に頭が上がらないか、補助金を渡している団体に行っているんでしょう。一般公募したいけどいかがでしょうかと、お願いに行くんですか。補助金2千万円以上も渡し続けて、合併以来、同和会と合わせれば、もう4億何千万円も渡しているんですよ。その団体に一般公募したいけど、させてくださいとお願いに行くんですか。どうかしているんじゃないですか。いずれにしてもお願いに行くということは、それが自分たちが与えるべき正しい道だと思っているってことでしょうか。やればいいじゃないですか。それともう一つ、明確な基準をつくることは難しい。怠慢ですよ。高圧的にやっぱり住宅に困窮する世帯というのは幾らでもあるわけですよ。その方々に一般公募まで待て、当たったらおめでとうと、当たらなかつたら我慢してねと。そういう姿勢でいいんですか。国でも、県でも、基準をつくっているじゃないですか。例えば県だったポイント制ですよ。あなた方が怠慢だということのみずから証明していることにほかならない。ここは、住宅に困窮する住民の皆さんのためにも、それから、市営住宅使用料もらわないといけないんでしょう。何ですか、330戸も抱えて。これ、厳しく要求しておきたいと思うんだけど、片峯市長答弁できますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:05

再開 16:06

委員会を再開いたします。

○住宅政策課長

先ほど答弁を訂正させていただきます。継続して関係団体と協議してまいりたいと思っております。お願いというのは訂正させていただきます。

○都市建設部長

先ほど所管課長のほうが答弁しておりますが、今回は顧問弁護士にも、相談したということでもありますけど、質問委員のご意見を受けましたことも踏まえまして、今後とも関係団体と協議をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○川上委員

そういうことを、十何年続けてきているんですか。その間に部落解放同盟は自分の推薦を受けて入居させた方には特別会費の徴収に行く。あなた方に、特別会費を払えないから、鍵を渡すなど、入居が決まって引っ越しの日取りまで決めているのに、鍵を渡すなど言ってこられて、それに、はい、そうですと従ったことはないですか。

○住宅政策課長

推薦状をいただいて、入居という審査をしておりますけど、収入基準等他の要件等で、住宅課で判断して最終的には入居に至っておりますことで、今のようなことはございません。

○川上委員

あるんです。あなた方がその気になって聞けばいいだけのことでしょ。部落解放同盟の幹部に。あなた方は特別会費を条件にしているでしょうと聞けばいいじゃないですか。それを聞ききらない。そういう屈服した姿勢で市民の財産、市営住宅を管理できるのか。厳しく指摘して

質問を終わります。

○委員長

次に、197ページ、住宅管理費、市営住宅解体工事について、平山委員の質疑を許します。

○平山委員

市営住宅解体工事について、2710万円計上されていますが、内容説明をお願いいたします。

○住宅政策課長

解体工事についてご説明いたします。飯塚市佐與にございます石丸団地6棟6戸、小正の小正高畑団地1棟4戸、庄司白旗住宅1棟4戸の空き家の解体を計画しておりますことで予算計上をしております。詳細につきましては、工事概要書の38ページに掲載させていただいております。

○平山委員

石丸団地のこの解体6棟は、私はこれはちょっと少ないと思って質問をしておりますが、石丸団地住宅につきましては、耐用年数を超過し、また一戸建て住宅であることで、住んでおられる人へ払い下げをされていると思いますが、今現在その内容はどうなっているのかお知らせください。

○住宅政策課長

石丸住宅の払い下げにつきましては、購入の意向調査を調査票配布にて平成29年1月から2月にかけて、調査を行っております。その後、地元説明会を開催して、その後、調査票の回収、集計をいたしまして、払い下げ希望者の方へ個別交渉を行っております。その時点では全世帯数83世帯のうち、49世帯の方が購入希望との回答をされております。

○平山委員

49世帯の方が購入希望をされたと今聞きましたが、実質的に49世帯、全部の払い下げを完了したのでしょうか。

○住宅政策課長

最終的には34世帯の方へ払い下げをしております。内訳としましては、平成30年度に21件、令和元年度に13件、払い下げをしております。

○平山委員

今最終的にということを知りましたが、今年度、住宅の払い下げについて、問い合わせがあったはずと思うんですけども、この34件の払い下げで、最終的にするのか、今後また、ほかの方々にも呼びかけて、もう一度払い下げについて検討するのか、回答をお願いします。

○住宅政策課長

基本的に地元説明会及び個人交渉において、石丸住宅の払い下げについては一応完了しているものと考えておりましたが、今、委員が言われますよう空き家の解体工事を進める中で、今年度、住宅の払い下げについて、数件問い合わせがっております。そのことにつき、令和2年度より再度、住宅の払い下げ希望者の意向確認をすることで考えております。

○平山委員

令和2年度に意向調査を行うとのことですが、どのような流れになりますか、説明をお願いします。

○住宅政策課長

前回の意向調査を平成29年2月に実施しておりますので、その資料を参考といたしまして、対象世帯の決定を行いたいと考えております。その後、関係ございます3自治会長への説明をいたしまして、意向調査の配布、集計を行い、購入希望者への個別交渉を行う流れとなります。その後の必要な事務としまして、購入希望者の不動産鑑定評価をいたしまして、財産管理審議会に諮り、財産用途の廃止、契約、払い下げという流れになります。

○平山委員

再度、払い下げを要望している方たちは、市からの知らせを聞いてないですね。連絡がなかったとかいう方もおられます。そういう中で、やはり今後飯塚市が耐用年数を超過した住宅を維持管理するのは本当に大変なことだと思いますので、今後も調査をしっかりとやっていただき、1日でも早く手続が終わることを要望しまして、質問を終わります。

○委員長

次に、198ページ、住宅建設費、相田公営住宅建替事業費について、永末委員に質疑を許します。

○永末委員

相田公営住宅建替事業費につきまして質問いたします。まず事業期間、供給戸数について説明をお願いします。

○住宅政策課長

現在の相田公営住宅の管理戸数につきまして、平屋、2階建てを含みます250戸ございまして、入居されている方が140戸おられます。相田公営住宅建替事業につきましては、現地建てかえ計画としておりまして、相田公園を含みます相田公営事業敷きを9ブロックに分け、まず相田公園敷きに1棟目を建設する予定としており、建設、住みかえ、解体を繰り返すローテーション方式で考えております。基本的には150戸の計画としておりますが、最大で184戸の建設を行う計画としており、全体の工期完了予定は令和16年度を予定しております。令和3年度につきましては、相田公園の造成工事に入る予定としております。

○永末委員

相田の公営住宅の建てかえということで、150戸の計画をされているということでした。その事業期間が令和16年度ということで、15年ぐらい、今後かかっていくような見込みかと思うんですけど、実際こちらの相田の建てかえについて、私がどうこう言うあれはないんですけども、これ以外の住宅というのも当然、公営住宅というのが飯塚市にあります。やはりそこの兼ね合いにもなってくるかと思しますのでちょっと続けさせていただこうと思うんですが、現時点で飯塚市にある公営住宅は何戸あって、建てかえ計画というののはどのような形になっておるのでしょうか。

○住宅政策課長

令和元年度現在、68団地、4401戸の公営住宅がございます。現在、相田公営住宅の建てかえ事業を進めているところでございますが、他の市営住宅については、今のところ具体的な計画はございません。建てかえる優先順位の基本的な考えといたしまして、現在建てかえ事業を継続している団地を第1位として選定しております。次に、建てかえにより仮設住宅が確保可能な団地を選定しております。優先順位第3位といたしまして、老朽化が著しい1970年以前の建設の団地を選定しております。

○永末委員

今、ほかのところは計画がないということでもございましたけども、この相田の建てかえを審査するに当たっても、必要かと思うのでちょっと続けさせていただきたいと思うんですが、平成30年3月飯塚市公営住宅等長寿命化で、各団地についての建てかえ事業方針を出されておるんですけど、その進捗状況はどうなっておるのでしょうか。

○住宅政策課長

平成28年度8月、国土交通省住宅局、住宅総合整備課より、公営住宅等長寿命化計画策定の指針の中で、公営住宅等事業の見通しに基づく将来のストック量の推移を中期的な位置づけとしております。その考え方として、団地の管理方針と住宅の改善の必要性、可能性に基づく団地、住棟の事業手法の仮設定をしております。1、需用、2、効率性、3、立地の社会的な特性を踏まえた管理方針において、継続管理する団地、継続を保留する団地として位置づけ

しておりました、継続管理をする団地については改善または建てかえ、優先的な改善、または優先的な建てかえとしており、継続管理について判断を保留する団地につきましては、維持管理または用途廃止、改善、建てかえまたは用途廃止、優先的な改善、優先的な建てかえ、または優先的な用途廃止、優先的な建てかえまたは優先的な用途廃止との位置づけをしているところでございます。そのことによりまして、将来的に建てかえ計画を考えます継続管理をする団地について、将来のストック量の推移を踏まえ、前項の要件判定を行い、事業手法を仮設定する、新規事業の検討を行うものとしております。

○永末委員

相田のこの住宅に関しましては、どのような間取りを考えてらっしゃるのでしょうか。また、この部屋の間取り自体を小さくすることが可能なのでしょうか。と申しますのも、今ちょっと調べたところによりますと、今の入居者の方が、ファミリーというよりも高齢単身の方がふえているということを聞きましたので、そのあたりの考えを持ってらっしゃるのかどうかちょっとお聞かせ願います。

○住宅政策課長

間取りのほうは2LDK、3LDK、2DK、3DKという形で、基本公営住宅は今現在建てておりますので、間取りを小さくすることは可能であります。また、この件につきまして、市内で現在、1LDKの住居を含みます県営住宅の建てかえ事業を進めておる福岡県建設都市部県営住宅課へ状況確認に行っていました。その建てかえ計画は、現地建てかえとしておりました、住棟1棟で125戸の予定とのことでした。住棟の仕様としまして、1LDK、2DK、3DK、4DKがございまして、団地内に仮移転されている方々へ説明を行ったということでした。その中で計画しております1LDKタイプについて、移転対象の方々へ全員にヒアリング調査を行ったところ、部屋が狭くなること、利便性が悪くなること等により、難色を示す意見が多く上がっていたとのことでありました。その中で1LDKではなくて、2LDKの希望をされる方が単身者の中でも多くおられたというご意見でございました。

○永末委員

ちょっと繰り返しになりますけど、今回のこの相田の建てかえ住宅のことについて、どう言うあれはないんですが、やはり、今回これを考えていただくに当たっても、やはりこれだけじゃなくて、これが15年かかるということで、じゃあこれ以外のものを考えるに当たって、やっぱり今回のこの計画っていうのをしっかり見ていただかなくては、例えば、15年間、相田だけやりますけど、じゃあほかのところはその間、何もしないんですかっていうふうなことにもなってきますので、ぜひこういったところ、規模の縮小というの、やっぱり使われる方がどんな方なのかっていうのをしっかり調査した上で、そういう方に適切なものを提供すれば、今考えてらっしゃる予算で、より多くの方にそういったものを提供できるということも考えられますので、ぜひちょっとそういったところを検討していただきたいんですけど、答弁いただけますか。

○住宅政策課長

先ほど相田団地の計画につきまして、150戸、基本計画150戸になっております。最大で184戸ということになっておりました、この184戸と150戸の差というのが、1棟建てるか建てないかという部分の違いでございます。その中で、令和16年の予定ということでお話しさせていただきましたので、1棟が今後どうなるのかなというのは、今後の動きになりますので、その辺の状況を踏まえながら、調査研究をしながら、他の団地を調査しながら考えていきたいと思っております。

○委員長

次に、「9款 消防費」、203ページ、消防費、災害対策費について平山委員の質疑を許します。

○平山委員

きのうは東日本大震災が起きた日であります。また、飯塚市では、平成30年7月豪雨から間もなく2年が経過しようとしています。被災した記憶は時間の経過とともに薄れていきますが、決して忘れてはならないことです。

予算書の203ページにある防災訓練設備設置委託料については、飯塚市総合防災訓練と飯塚市防災フェアを交互に実施し、その会場設置の準備をするための委託料となっています。飯塚市の自然災害に対する取り組みについては、総合防災訓練や防災フェアだけではなく、市長をトップとし、職員による図上訓練や自主防災組織設立に向けた支援など、さまざまな事業を展開されていると思います。そこで、確認のためにお聞きしますが、この委託料には他の防災事業に関する費用は含まれていないのでしょうか。また、そのほかに、災害に関する取り組みがあればお知らせください。

○防災安全課長

この委託料には、他の防災事業関連の費用は含まれておりません。飯塚市の主な取り組みとしては、質問委員が言われました職員による図上訓練、各地域での防災に対する取り組みへの支援があり、さらには、平常時から関係団体との連携、市内小中学校への防災教育支援などがあります。

○平山委員

東日本大震災では、多くの児童生徒は亡くなっております。今答弁された中に、市内小・中学校への防災教育支援がありましたが、その内容について詳しく説明をお願いします。

○防災安全課長

令和元年度までは各学校からの依頼により、市が防災教育の支援を行っていました。令和2年度からは、義務教育における防災教育を、防災カリキュラムに基づき、各教職員と行うように考えております。防災教育に関しましては、自然災害からみずから身を守るための知識等を学習してもらい、生きる力を習得することを目的にしております。

○平山委員

飯塚市では、自然災害に対し、平常時からさまざまな取り組みをされています。まさに自助、共助、公助、それぞれの立場で考え、訓練を実施し、災害に備え、命を守る取り組みとなっております。特に、これからの飯塚市を背負っていく小・中学生に対する防災教育については、大事な取り組みと考えますので、今後も教育関係と連携を図り、みずからの命はみずから守れる大人へと導いていただくようお願いいたします。

○委員長

次に、203ページ、災害対策費、止水板設置費補助金について、鯉川委員の質疑を許します。

○鯉川委員

203ページ、9款、消防費、災害対策費、止水板設置費補助金についてお尋ねいたします。この補助金は新規だと思いますので、概要について教えていただけますでしょうか。

○防災安全課長

近年、全国各地で多発する災害は激甚化傾向にあり、行政が行うハード事業だけではなく、自助の一環としまして、個人が自宅等に止水板等を設置することで、大雨による浸水被害の軽減を目的にしています。今回の補助金は、その設置にかかる費用の一部を補助するもので、内容としましては、1件当たり設置に係る自己負担額の2分の1、または上限額30万円の低い金額としております。なお、令和2年度は上限額30万円の10件分を計上しております。

○鯉川委員

個人が自宅等に止水板等を設置することで、大雨による浸水被害の軽減を目的にしていると言われましたが、分譲マンションなんかの管理組合の方の申し込みとか、また、個人で商売を

なされているようなお店についても大丈夫なのかどうかお尋ねいたします。

○防災安全課長

この補助金の対象者としましては、市内建築物の所有者、または使用者が対象としております。個人、事業者の区別はありません。しかしながら、建築物の使用者については、土地や家屋の所有者からの設置に関する承諾が必要であります。また、建物の販売を目的とした物件に設置する場合は対象外としております。質問委員が言われます分譲マンションの管理組合や個人商店の方などは、補助金申請の対象と考えております。

○鯉川委員

ありがとうございます。この補助金は止水板の補助金となっておりますけども、用途はほとんど一緒なんですけども、防水扉でも適用されるという認識でよろしいでしょうか。

○防災安全課長

質問委員が言われます防水扉については、はね上げ式やスライド式など、さまざまな防水扉があることを承知しております。この補助金の目的である大雨による浸水被害を軽減することによる効果があるものと判断できるものについては、質問委員が言われますように、適用されるところと考えております。

○鯉川委員

この補助金の対象としては、過去に浸水被害を受けた地域、今後浸水被害が想定される地域を想定されているのか。また、補助金の決定に関し、条件等があるのかどうかお尋ねいたします。

○防災安全課長

今回の補助金については、過去の被害箇所や浸水被害が想定される地域も含め、水害に対し、危険を感じている方を対象として考えていますので、市のほうから地域を限定することは想定しておりません。また、補助金の決定に関しては、飯塚市による設置確認など検証を行い、効果が認められることを条件に考えております。

○鯉川委員

市による補助対象地域を限定することはない。しかし、市内全域を対象とするが、浸水対策に効果がないと補助金は出せないとするわけですね。では、新たな補助制度となりますけども、市民への周知方法はどのように考えてあるのか教えていただけますでしょうか。

○防災安全課長

補助金制度の周知方法につきましては、自治会連合会での説明、隣組回覧、市のホームページ、市報にて毎年行っている防災特集において、掲載する予定にしております。

○鯉川委員

令和2年度の予算では10件分の予算計上と言われましたけども、予算を超える件数、金額が申請された場合、どのような対応になるのでしょうか。

○防災安全課長

申請につきましては順次受け付けとし、予算の範囲内で補助金の支出を考えております。浸水被害の軽減を目的とした補助制度としておりますので、できるだけ柔軟に対応はしていきたいと思いますが、予算を超える場合は次年度以降に対応するように考えております。

○鯉川委員

市からの補助金を望んでいる市民がいらっしゃる間は制度を続けていくのですが、反対に申請が出てこなくなった場合、この補助金制度をいつまで続けるのか教えてください。

○防災安全課長

委員が言われるように、申請が出てくる間は制度を続けます。申請が出てこなくなった場合は、市民からの要望がなくなったと考え、経過措置を含めた制度の終了を周知した後、補助金制度を廃止することになります。

○鯉川委員

大雨のときなど、早期の避難をすることが最も重要なことであるため、止水板を設置することで、自宅にとどまり続けることは避けてほしいのですが、軽微な浸水であれば、被害の軽減はできると思われますので、どうか幅広い周知をすることを要望いたします。

○委員長

同じく203ページ、止水板設置費補助金について、守光委員の質疑を許します。取り下げですね。

暫時休憩いたします。

休憩 16:33

再開 16:34

委員会を再開いたします。

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、「第6款 農林水産業費」から「第9款 消防費」までについての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案第5号」については、本日の審査をこの程度にとどめ、明3月13日午前10時から委員会を開き、審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

これをもちまして、令和2年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。